

第8期小海町介護保険事業計画
小海町老人保健福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年2月

小海町

第8期小海町介護保険事業計画 小海町老人保健福祉計画 目次

第1章 総論

第1節 計画策定にあたり

1 背景	1
2 趣旨	2
3 計画策定に向けた取組	2
4 計画策定の経緯	2
5 介護保険関係事業所ヒアリング	4
6 地域ケア会議	5

第2節 計画の基本理念・重点施策

1 基本理念	6
2 重点施策	6
3 主な介護保険サービス・地域支援事業・高齢者福祉事業	7

第3節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の考え方	9
2 小海町における日常生活圏域の設定	9

第2章 高齢者の現状及び推計

第1節 被保険者の見通し

1 人口構造・高齢化率	10
2 世帯数の推移	11
3 出生率・死亡率の推移	11
4 特定死因別死亡数	12

第2節 要介護（要支援）認定者及び事業対象者の状況

1 要介護（要支援者）認定者	13
2 事業対象者	15

第3章 日常生活圏域二一ズ調査

第1節 概要	16
第2節 調査の状況	17
第3節 高齢者等実態調査の結果	18

第4章 介護保険事業

第1節 介護給付費の実績と推計

- 1 第7期実績について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 第8期推計について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 在宅サービスの給付費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 4 施設サービスの給付費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 5 その他サービスの給付費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 6 第8期介護保険事業での制度改正・・・・・・・・・・・・ 44

第5章 地域支援

第1節 地域支援事業

- 1 地域支援事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2 地域支援事業の実績および見込み・・・・・・・・・・・・ 47

第6章 高齢者福祉

第1節 高齢者支援事業（一般会計）の実績および見込み・・・・・・・・ 62

第7章 介護保険料の見込み

第1節 介護保険料算出の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

第2節 介護保険事業費の見込額

- 1 居宅・施設サービス給付費の推計・・・・・・・・・・・・ 72
- 2 居宅・施設サービス給付費（予防サービス）の推計・・・・ 73
- 3 標準給付費の見込額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 4 利用者負担の見直し及び消費税率見直しに伴う財産影響額・・ 73
- 5 地域支援事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

第3節 介護保険料

- 1 算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 2 サービスの増減要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 3 保険料の増額要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 4 所得段階と保険料率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

第1章 総論

第1節 計画策定にあたり

1 背景

日本の高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所の平成29年7月報告書の将来推計人口（出生中位（死亡中位）推計）によれば、平成27（2015）年は26.6%で4人に1人を上回る状況から、団塊世代のすべてが75歳以上となる令和7（2025）年に30.0%、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年に35.3%で3人に1人以上になるとされています。老年人口（高齢者数）のピークは令和22年に迎えるとされており、今後さらに高齢化率は上昇することが見込まれています。

また、平均寿命は令和元（2019）年には男性81.14歳、女性87.45歳（厚生労働省「令和元年簡易生命表」）となっており、男女とも伸び続けています。

高齢者の介護を社会全体で支え合える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が始まりました。平成27年に団塊の世代が高齢者になることを見据え、介護保険制度の維持可能性が確保することができるよう、平成18年に介護予防重視型のシステム確立に向けて見直しが行われました。平成24年には高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」推進の取り組みが始まり、その後、平成26年の法改正では地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が盛り込まれ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行し、多様化が進められました。

このような中、本町の高齢者（65歳以上）人口は、令和2年10月1日現在、1,828人、高齢化率40.9%となっています。今後も高齢化は確実に進行し、団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年には高齢化率45.2%に達すると見込まれ、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には高齢化率52.6%に達すると見込まれています。

今後、さらに高齢者の単身世帯及び高齢者夫婦のみの世帯の増加や、認知症の方の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となってきます。

2 趣旨

「介護保険事業計画・老人福祉計画」（以下、本計画という）は、町の高齢者福祉の基本となるもので、取り組む課題を明らかにし、介護保険事業計画と老人福祉計画とを一体的に策定します。

本計画は、団塊世代すべてが75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となり総人口・現役世代人口が減少し、介護ニーズの高い85歳以上の人口増加が見込まれる2040年（令和22年）の双方を念頭に、介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、中長期的な視点に立って本町の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画として策定します。

3 計画策定に向けた取組

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護事業者や被保険者等の住民代表で構成する小海町介護保険懇話会を開催し、計画策定に参画いただきました。また、要介護者等の現状把握が不可欠であるため、町内在住の「要介護・要支援の認定を受けていない第1号被保険者」と「要介護・要支援認定者（居宅要介護・要支援認定者）」を対象に高齢者実態調査を行いました。また、町内事業所へアンケートを行いました。

4 計画策定の経緯

（1）第1回懇話会：令和2年8月27日

- ・令和元年度介護保険事業について報告、説明
- ・高齢者実態調査アンケートの結果について報告、説明

（2）第2回懇話会：令和2年11月27日

- ・第8期介護保険事業計画（保険料）の進捗状況について説明

（3）第3回懇話会：令和3年1月29日

- ・第8期介護保険事業計画の素案について説明

（4）第4回懇話会：令和3年2月19日

- ・第8期介護保険事業計画について説明

介護保険懇話会委員・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

第8期本計画策定時点（敬称略）

所属団体		氏名	職名
町議会	議会	的埜 美香子	
		小池 捨吉	
医療関係	佐久総合病院小海分院	山口 博	分院長
	新津歯科医院	新津 恒太	
保健福祉施設	特別養護老人ホームこうみの里	篠原 恵美子	所長
	老健こうみ	青柳 正興	課長
社会福祉協議会	小海町社会福祉協議会	嶋田 一正	会長
NPO法人	ねむの木	井出 寛紀	理事長
JA関係	JA長野八ヶ岳	井出 朗	課長
民生委員		山崎 安子	委員
老人クラブ		小池 正彦	会長
ボランティア連絡協議会		小山 茂	会長
公募による被保険者等		新津 俊治	
		米本 玲子	
		嶋田 琴二	

5 介護保険関係事業所ヒアリング（アンケート）

本計画策定に当たり、現状や課題等を把握するため、令和2年9月から10月にかけて、町内事業者ヒアリング（アンケート）を行いました。

アンケートを行った町内事業者

- 佐久総合病院小海分院
- 佐久総合病院小海診療所
- 訪問看護ステーション
- 社会福祉協議会（居宅介護支援事業所）
- 社会福祉協議会（ヘルパー）
- 社会福祉協議会（デイサービス）
- 社会福祉協議会（なごみ）
- 老健こうみ
- 特別養護老人ホームこうみの里
- 特定非営利活動法人ねむの木
- ケアホームかたくり小海

《現状・サービスの需要等》

- ・訪問看護、訪問リハ、通所リハを必要とされる方は増加傾向にある。
- ・介護負担軽減、入浴目的の通所介護が多い。
- ・居宅介護支援が減り、介護予防支援が増えている。
- ・ニーズも多様化しており、医療依存度の高い方々も増えている。
- ・夏季間は利用者が多いが冬季間は減少するなどの利用者の増減、入退院や短期入所の利用、当日の急なキャンセル等があるため安定した勤務体制を作れない。
- ・認知症、障がい者の方の利用が増えてきている。

《課題だと感じていること》

- ・認知症や障害の重度化等、対応が難しい利用者の増加
- ・職員の高齢化、慢性的な人材不足、若手や男手の不足への対応
- ・人材確保、人材育成、専門性の高い人材が必要
- ・施設の老朽化、備品（機器、車両など）の老朽化に対する修繕費、整備費用の増加。

6 地域ケア会議

サービスや事業所の垣根無く、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題を把握することを目的とし、地域包括支援センターを中心に、町内介護事業所、医療機関、薬局、保険者が構成員となり行っています。

第7期事業計画中には下記の通り取り組んできました。

(1) 平成30年度

- ア 各事業所からの報告
- イ 個別ケースから地域課題を考える
- ウ 第7期介護保険事業計画の説明

(2) 令和元年度

- ア 各事業所からの報告
- イ 災害時の対応について
- ウ ここよネット見直し、情報共有・確認
- エ 個別ケースから地域づくり

(3) 令和2年度

- ア 各事業所からの報告
- イ 災害時の要援護者の安否確認について
- ウ 生活支援体制整備事業について
- エ 認知症支援事業について
- オ ネットワーク構築に向けて情報共有

個人の利益を最大限尊重しながら、個人情報保護と活用のバランスをとって、地域づくりや政策形成に結び付けていけるよう、引き続き令和3年度以降も取り組んでいきます。

第2節 計画の基本理念・重点施策

1 基本理念

本計画は、「みんなが幸せなまちづくり」を基本理念として、高齢者が住み慣れた地域で幸せを感じ、いきいきと暮らすことができるように、また、安心な暮らしを実現できるように、「地域で支え合う社会福祉の充実」の実現に向け施策を展開します。

2 重点施策

(1) 地域包括ケアシステムの推進

- ア 小海町の特徴を生かした地域支援事業の推進に努めます。
- イ 地域と個人が抱える複合的な地域課題を解決していくため「我が事・丸ごと*」地域共生社会の実現に向けた取組の推進に努めます。

(2) 高齢者支援サービスの推進

- ア 介護、福祉、医療、保健の各分野の連携により高齢者を支援します。
- イ 新オレンジプランに沿い、認知症施策を推進します。
- ウ 各予防教室や事業などにより、自立支援・介護予防の推進を行います。

(3) 介護保険の適正な運営

- ア 介護保険法に基づき適正な事業運営を推進します。
- イ 利用者本位の介護保険制度とするため、サービス内容や、制度の仕組みなどの周知を図ります。
- ウ 介護人材の確保のため、介護人材の処遇改善、多様な担い手の確保・育成などの国・県の取組について情報発信をし、各々の取組を推進します。

(4) 高齢者の権利擁護の推進

- ア 判断能力の低下した認知症高齢者などを法的に保護するため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用の促進と普及に努めます。

*「我が事・丸ごと」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事（自分のこと）」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、個人や世帯が抱える問題に『丸ごと（一体的・包括的に）』対応することで、住民ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

3 主な介護保険サービス・地域支援事業・高齢者福祉事業

介護保険サービス

(1) 介護給付（要介護認定者へのサービス）

ア 居宅サービス

- 訪問介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 短期入所生活介護
- 居宅療養管理指導
- 特定福祉用具販売
- 訪問入浴介護
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 短期入所療養介護
- 福祉用具貸与
- 住宅改修

イ 地域密着型サービス

- 地域密着型通所介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

ウ 施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

エ 居宅介護支援

(2) 介護予防給付（要支援認定者へのサービス）

ア 介護予防サービス

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定福祉用具販売
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防住宅改修

イ 地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

ウ 介護予防支援

(3) 経済的負担の軽減

- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費
- 補足給付（特定入所者介護サービス費）
- 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業
- 小海町介護保険利用者負担額助成事業

地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス事業
- 通所型サービス事業
- 介護予防ケアマネジメント事業

イ 一般介護予防事業

- 介護予防普及啓発事業

(2) 包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営に関する事業
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 認知症施策推進に関する事業

(3) 任意事業

- 介護給付費等適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他事業

高齢者福祉事業

- (1) 生きがい対策事業
 - ボランティア支援事業
 - 高齢者祝金事業
 - 佐久シルバー人材センター運営補助事業

- (2) 生活支援事業
 - 老人クラブ活動助成事業
 - 高齢者住宅改良助成事業
 - 養護老人ホーム措置事業

- (3) 老人福祉施設
 - 老人福祉センター
 - 高齢者生活福祉センター

第3節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域は、高齢者が要支援・要介護状態となっても、できるかぎり住み慣れた地域で生活できるよう、面積や人口だけでなく、行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位その他の社会的条件など、それぞれの地域の特性を踏まえ、総合的に勘案し設定します。

2 小海町における日常生活圏域の設定

第8期計画において、第7期計画に設定した日常生活圏域の見直しは行わず、町全域を1つの日常生活圏域として設定します。

地域における保健福祉の拠点である地域包括支援センターが中心となり、地域の施設及びそれを支える人々と連携を図り、元気高齢者の方への介護予防事業から、要支援・要介護高齢者に対する介護サービスまで幅広い支援体制を構築しています。

これまでに構築された地域間の連携、情報の蓄積、共有等の支援体制は、より効果的な地域包括ケアシステム構築の深化・推進においても欠かせないものです。

第2章 高齢者の現状及び推計

第1節 被保険者の見通し

1 人口構造・高齢化率

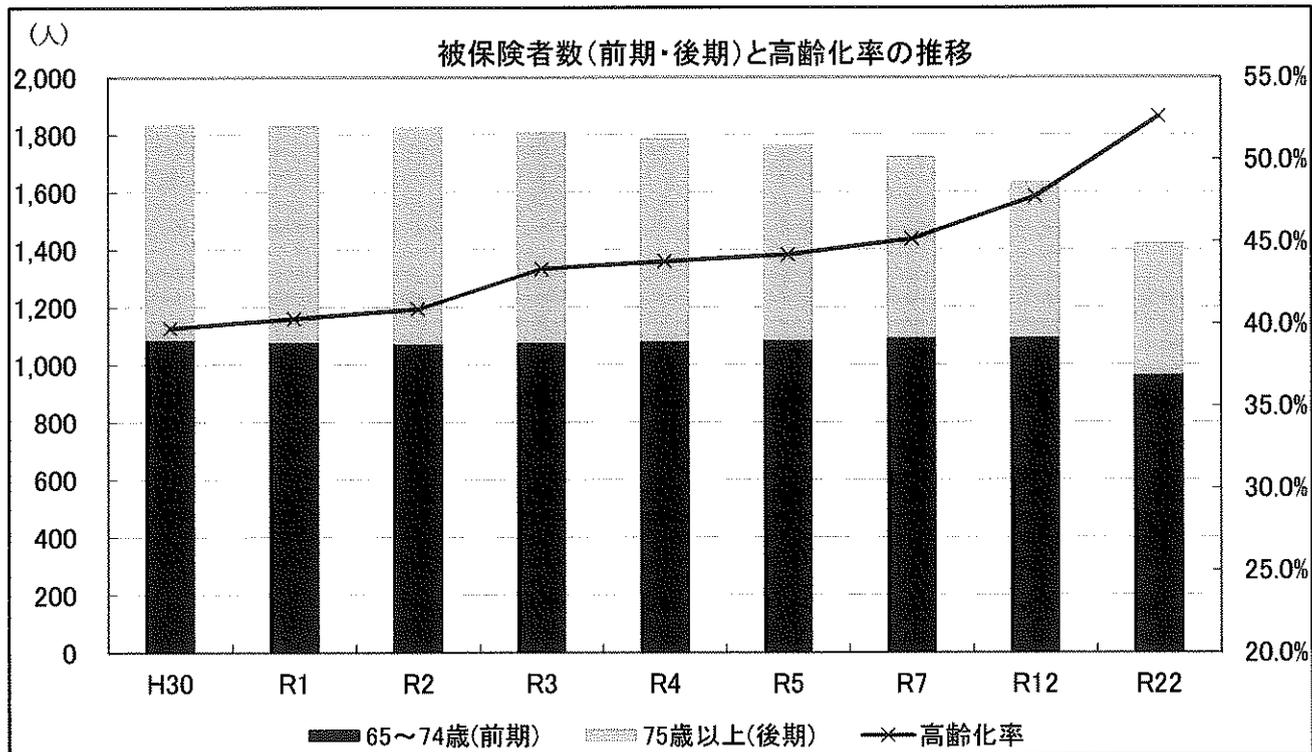
令和2年10月1日時点の小海町の人口は4,469人で、うち高齢者人口(65歳以上人口)は1,828人、高齢化率(65歳以上)は40.9%となっています。

第7期計画のとおり、65歳以上人口は平成30年度にピークを迎え、減少していく見込みです。しかし高齢化は確実に進行し、いわゆる団塊ジュニアと呼ばれる世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には高齢化率が52.6%と、今後も高齢化率は上昇を続けると見込まれます。

(人)

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	12年度	22年度
総人口	4,614	4,538	4,469	4,167	4,080	3,994	3,820	3,422	2,703
第1号被保険者	1,834	1,830	1,828	1,807	1,787	1,766	1,725	1,634	1,422
前期高齢者	749	752	757	731	707	683	633	541	458
65～ 69歳	385	379	373	353	334	315	276	275	201
70～ 74歳	364	373	384	378	373	368	357	266	257
後期高齢者	1,085	1,078	1,071	1,076	1,080	1,083	1,092	1,093	964
75～ 79歳	321	315	309	319	328	338	357	331	249
80～ 84歳	302	295	289	284	280	274	265	308	219
85～ 89歳	239	235	231	228	223	220	212	196	217
90歳 以上	223	233	242	245	249	251	258	258	279
第2号被保険者	1,375	1,333	1,291	1,268	1,244	1,222	1,175	1,046	772
65歳以上高齢化 率(%)	39.7%	40.3%	40.9%	43.4%	43.8%	44.2%	45.2%	47.7%	52.6%

*平成30年度～令和2年度は10月1日時点の住民基本台帳の人口および厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報、令和3年度以降は国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(2018・平成30年推計)」推計値



2 世帯数の推移

	H12	H19	H29	H30	R1	R2
独居世帯(65歳以上の方)	191	222	357	389	394	398
(男:女)	45:146	61:161	122:235	138:251	145:249	153:245
高齢者のみの世帯	232	314	336	314	317	318

3 出生率・死亡率の推移(人口1,000人当たり)

(%)

	5年	10年	15年	20年	25年	27年	28年	29年	30年	R1年
小海町出生率	8.9	5.4	6.4	4.8	5.2	5.9	4.0	5.5	6.6	3.9
長野県 //		9.8	9.1	8.5	7.8	7.5	7.3	7.1	7.0	6.7
小海町死亡率	8.5	8.8	12.2	14.3	18.0	17.9	12.6	17.3	16.9	17.9
長野県 //		8.5	9.1	10.6	11.5	11.8	12.0	12.3	12.4	12.7

令和元年度 小海町保健事業まとめ

4 特定死因別死亡者数（3大死因の死亡率推移）3大死因：悪性新生物、心疾患、脳血管疾患

年度	死亡者数 (人)	第1位		第2位		第3位	
		実数	率	実数	率	実数	率
H15	74	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患	
		19	256.7	13	214.7	8	132.1
H20	84	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患	
		21	376.1	12	214.9	8	143.3
H26	93	心疾患		悪性新生物		脳血管疾患	
		19	375.9	15	296.8	4	79.1
H27	88	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患	
		23	468.1	13	264.6	5	101.8
H28	60	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患	
		13	268.6	12	247.9	2	41.3
H29	81	心疾患		悪性新生物		脳血管疾患	
		12	255.6	11	234.4	10	213.0
H30	82	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患	
		21	449.1	14	229.4	5	106.9
R1	78	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患	
		14	306.8	13	284.9	3	65.7
国参考 R1	—	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患	
		—	304.2	—	167.8	—	86.1
県参考 H29	—	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患	
		—	314.1	—	196.0	—	123.8

令和元年度 小海町保健事業まとめ ※率は人口を10万人とした場合の全国の人数

第2節 要介護（要支援）認定者及び事業対象者の状況

1 要介護（要支援）認定者

（1）要介護度別認定者数

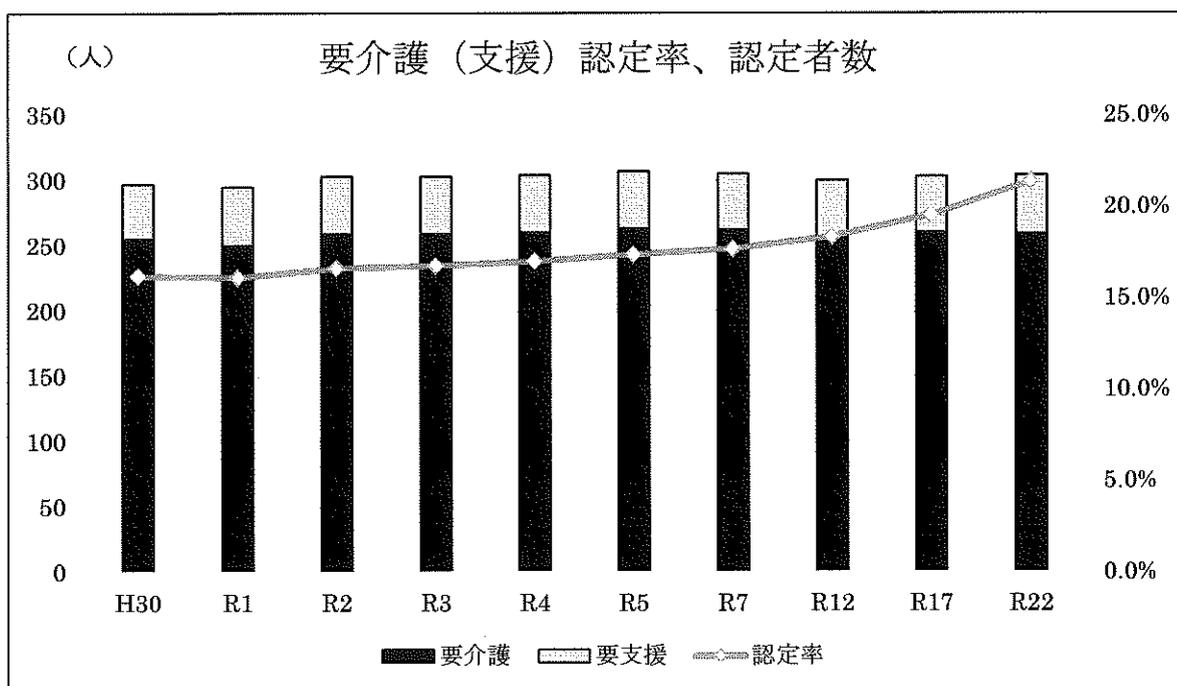
令和2年10月1日現在の要介護認定者は303人で、前年より8人（2.7%）増加しました。認定者の死亡者数が前年より8人（17.7%）減少したことも、認定者数増加の原因のひとつと考えられます。

各年度10月1日現在（人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数	認定率
H30	7	35	65	66	39	50	35	297	16.2%
R1	11	34	59	73	36	47	35	295	16.1%
R2	8	36	61	76	44	52	26	303	16.6%
R3	8	36	61	76	44	52	26	303	16.8%
R4	8	36	60	77	44	53	26	304	17.0%
R5	8	36	62	77	45	53	26	307	17.4%
R7	8	35	61	78	45	52	26	305	17.7%
R12	8	35	61	77	43	51	25	300	18.4%
R17	8	35	61	77	44	53	25	303	19.5%
R22	9	36	58	77	45	53	26	304	21.4%

*認定率：65歳以上人口に占める要介護（要支援）認定者の割合

*認定率：国 18.6%、長野県 17.2%（令和2年10月1日現在）

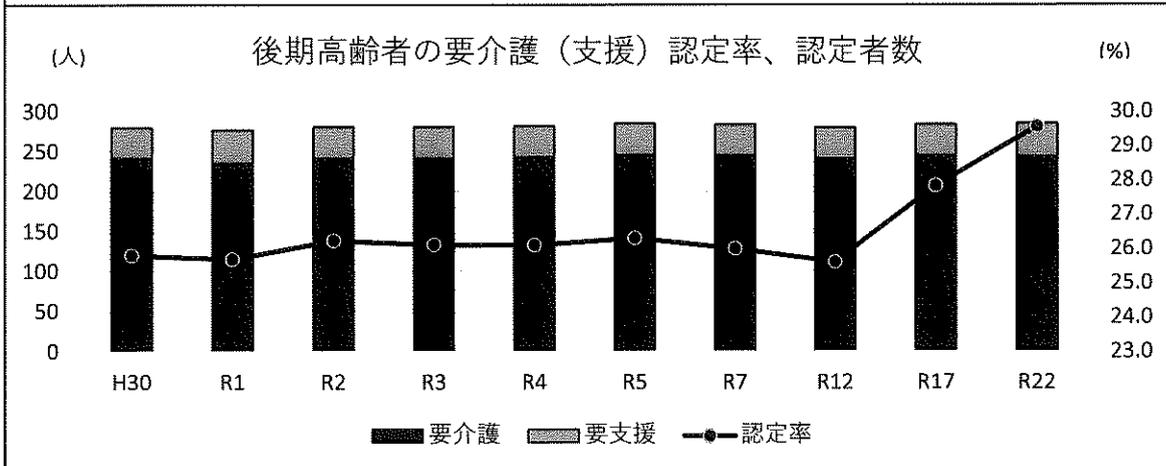
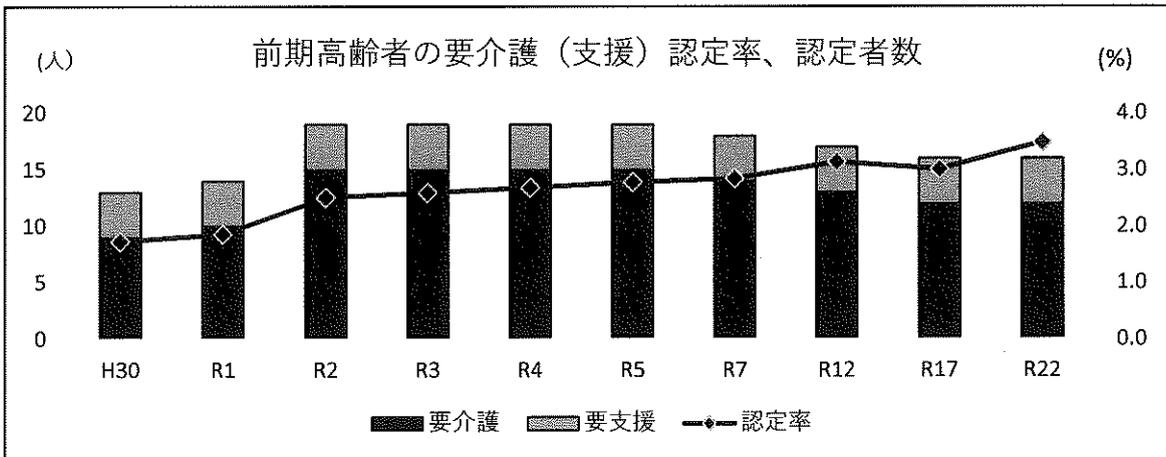


年齢別認定者数

75歳以上後期高齢者の4分の1以上の方が認定を受けています。90歳以上になると6割近くの方が要介護認定を受けています。

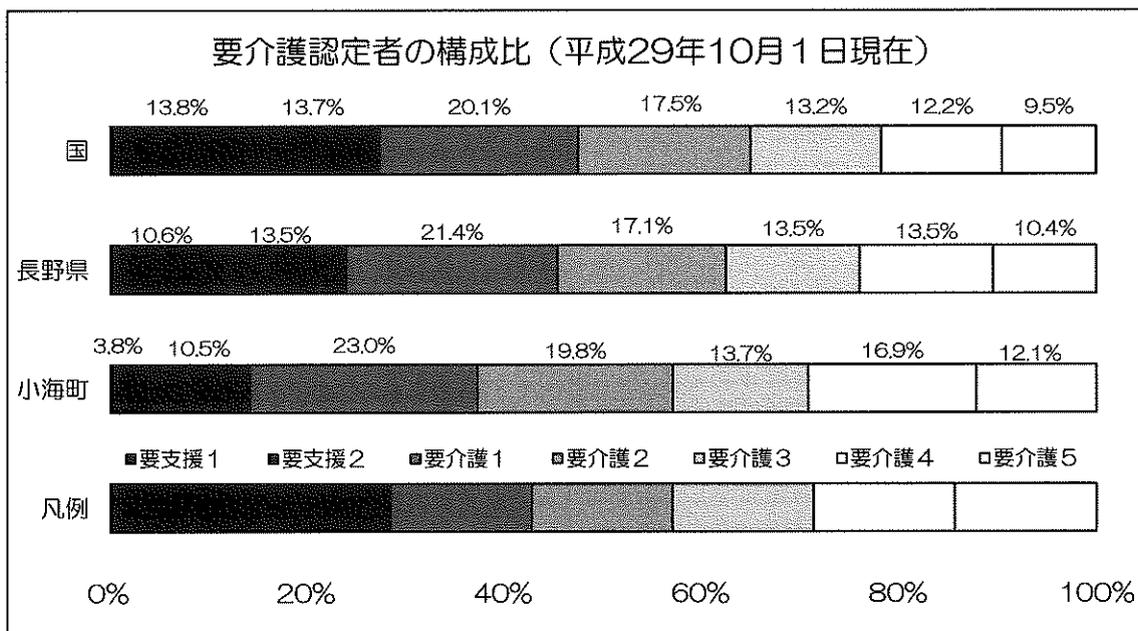
令和2年10月1日現在

		人口	未申請者	認定者	認定率
全体		4,469	3,951	303	16.4%
40～64歳(第2号被保険者)		1,291	1,288	3	
65歳～(第1号被保険者)		1,828	1,528	300	
	65～74歳	757	738	19	2.5%
	65～69歳	373	367	6	1.6%
	70～74歳	384	371	13	3.4%
	75歳以上	1,071	790	281	26.2%
	75～79歳	309	289	20	6.5%
	80～84歳	289	240	49	17.0%
	85～89歳	231	161	70	30.3%
	90歳以上	242	100	142	58.7%



(3) 要介護度別構成比

町の要支援1・2の割合(14.3%)は国(27.5%)や県(24.1%)と比べるとかなり低くなっています。また、介護度4・5の方たちの割合(29%)は国(21.7%)や県(23.9%)と比べ高くなっています。



2 事業対象者

総合事業対象者の見込、推計は下記の通りです

(人)

	実績		見込	計画		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
現行相当訪問型サービス	5	3	4	5	6	7
現行相当通所型サービス	9	10	9	10	11	12
訪問型サービスA	3	4	2	3	4	5
通所型サービスA	11	8	6	7	8	9

第3章 日常生活圏域二一ズ調査

第1節 概要

町内高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する実情・意向、及び家族等の介護者の調査をし、第8期介護保険事業計画策定等の基礎資料とするために実施したものです。

令和元年度 高齢者生活・介護に関する実態調査

	元気高齢者等実態調査	居宅認定者実態調査
調査方法	無作為抽出	悉皆調査
調査対象	要介護認定を受けていない 65歳以上の高齢者	要介護・要支援認定者から施設等入所者を差し引いた全員
調査対象数	県指定対象者数：40人	在宅の要介護認定者 及びその介護者：228人
調査基準日	令和元年10月1日	
実施方法	郵送	
実施機関	長野県及び県内市町村	

*特養等の施設入所者は県が一括して調査

第2節 調査の状況

	要介護認定者	元気高齢者	合計
送付対象者(抽出) (人)	228	40	268
受付(提出)数 (人)	131	38	169
回収率 (%)	57.5%	95.0%	63.1%

○年齢別の回収率（要介護認定者）

(単位：人)

	対象者数 (抽出値)	受付(提出)数	回収率(%)
64歳以下	1	0	0%
A. 65歳～69歳	5	4	80.0%
B. 70歳～74歳	7	4	57.1%
C. 75歳～79歳	20	11	55.5%
D. 80歳～84歳	37	21	56.8%
E. 85歳以上	158	91	57.6%
計	228	131	57.5%

○年齢別の回収率（元気高齢者）

(単位：人)

	対象者数 (抽出値)	受付(提出)数	回収率(%)
A. 65歳～69歳	6	6	100%
B. 70歳～74歳	10	10	100%
C. 75歳～79歳	7	6	85.7%
D. 80歳～84歳	13	12	92.3%
E. 85歳以上	4	4	100%
F.不明	0	0	—
計	40	38	95.5%

第3節 調査の結果

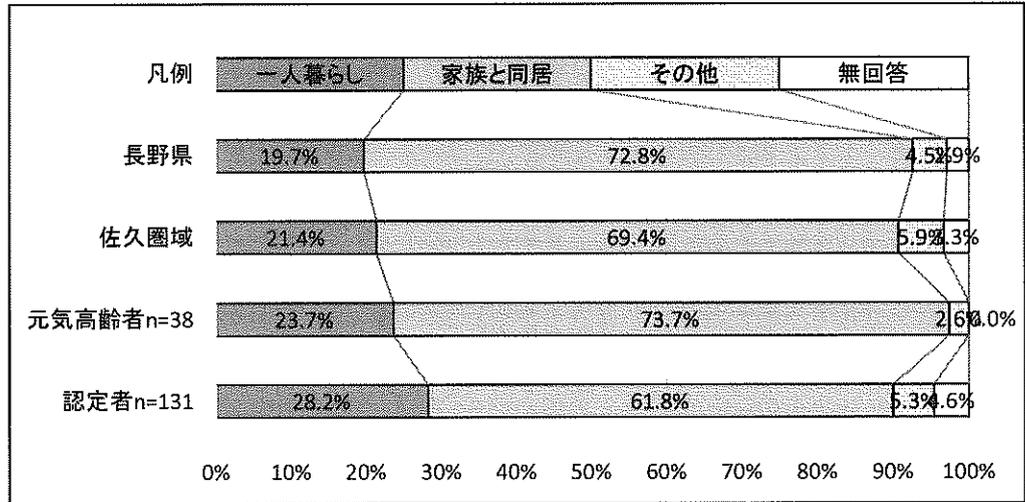
※説明及びグラフ中の「n=」とは基数で、その質問の回答数を表しています。

(1) 家族構成

① 家族構成

✓元氣高齢者の7割、認定者の6割が「家族と同居」と回答

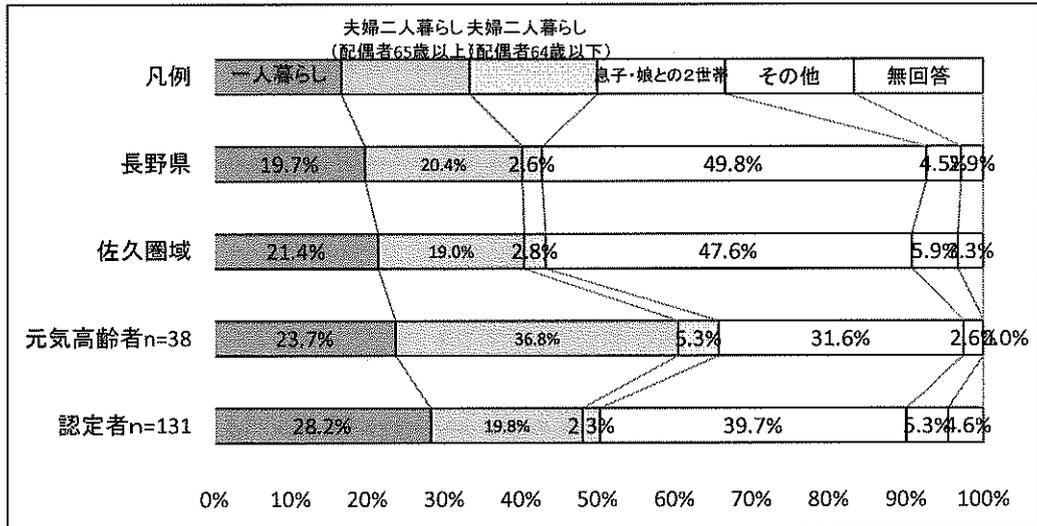
✓元氣高齢者の2割、認定者の3割が「一人暮らし」と回答



② 家族と同居の高齢者の家族構成

✓元氣高齢者は「夫婦2人暮らし(配偶者が65歳以上)」の世帯が一番多い

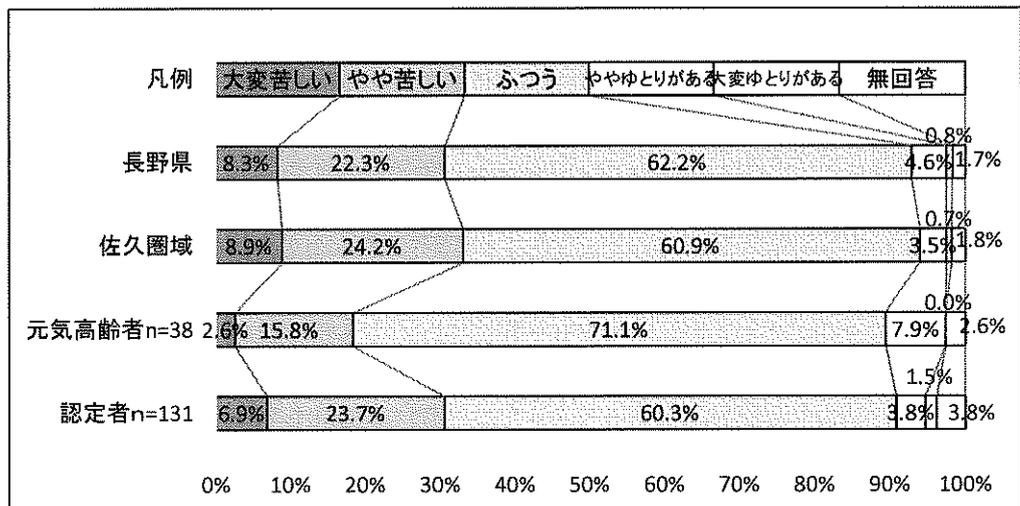
✓認定者は「息子との2世帯」が一番多い



(2) 経済的に見た現在の暮らしの状況

✓元氣高齢者のうち「ふつう」との回答は約7割

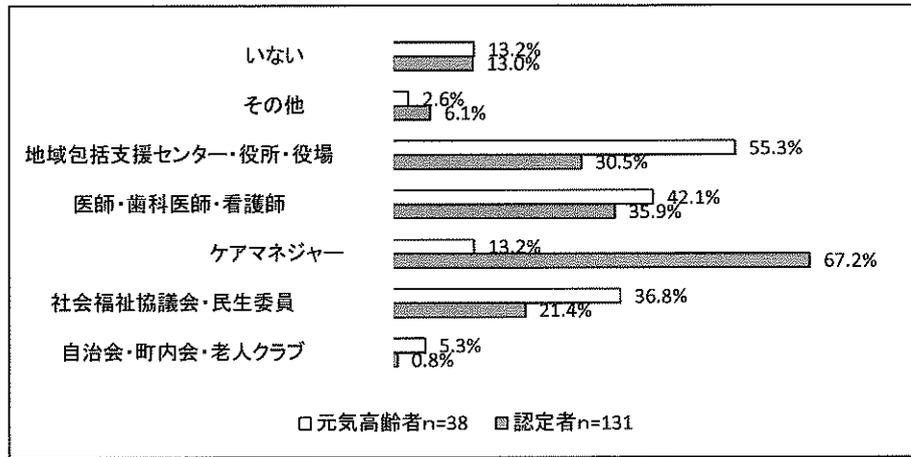
✓認定者のうち「苦しい」との回答は約3割
「ふつう」との回答は約6割
「ゆとりがある」との回答は1割以下



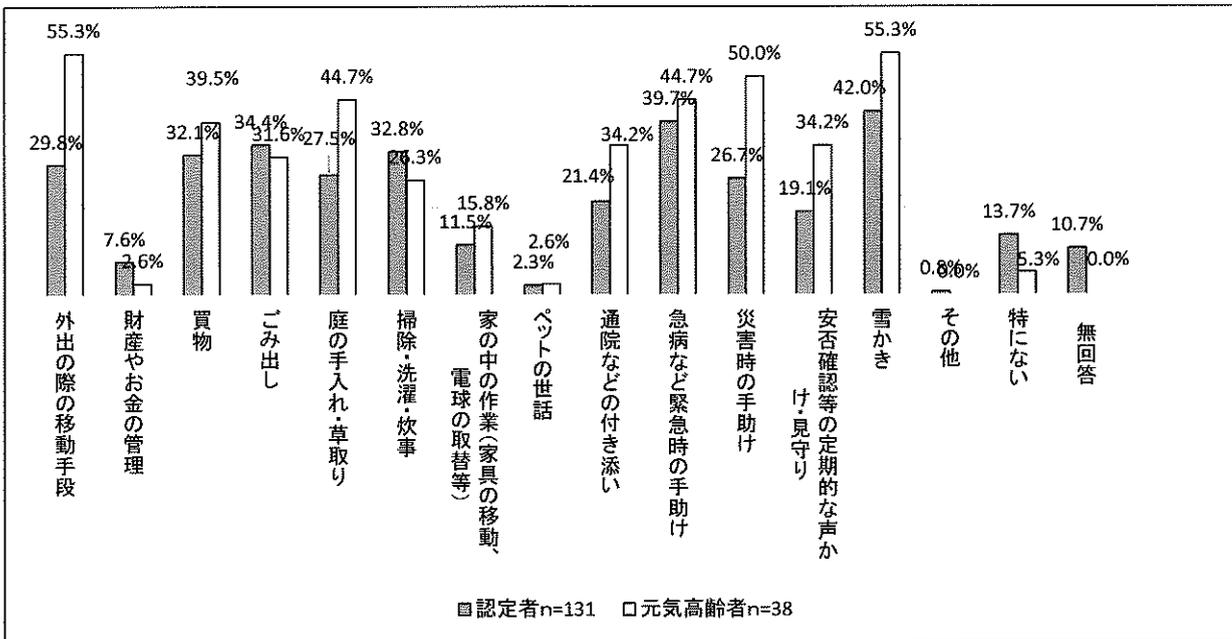
(3)家族や友人以外の相談相手(複数回答)

✓元気高齢者は「包括・役場」、「医師・歯科医師・看護師」との回答が多い

✓認定者は「ケアマネジャー」が多く、次いで「医師・歯科医師・看護師」、「包括・役場」と回答

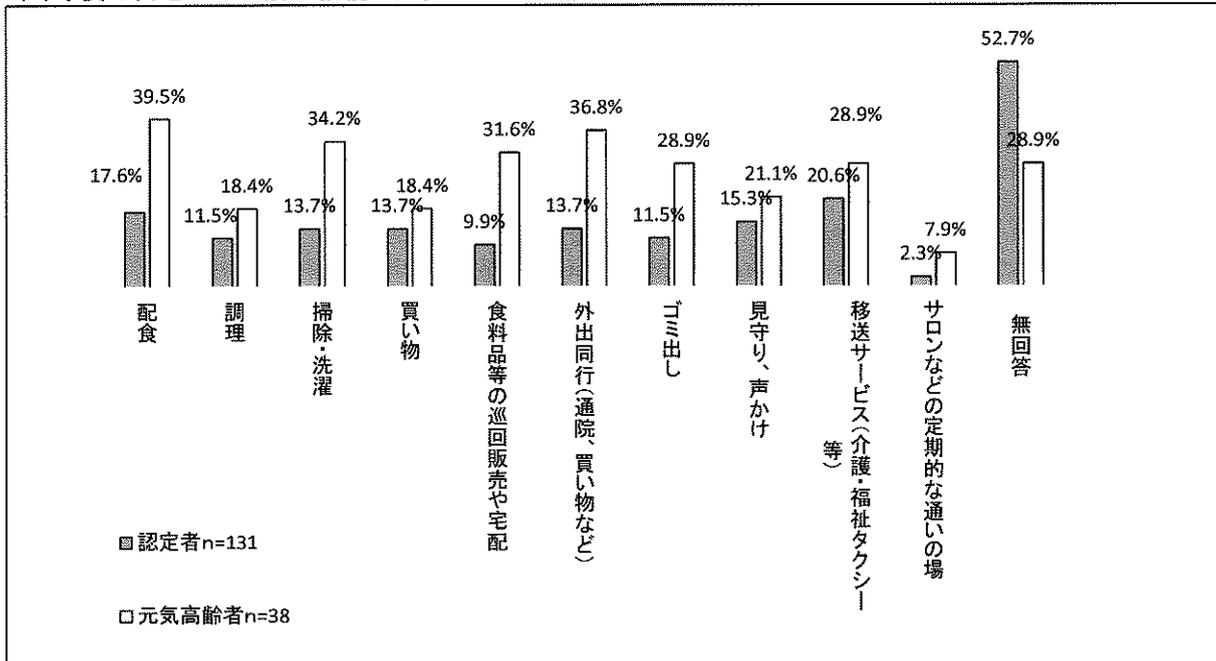


(4)日常生活上の支援が必要になった時、地域の人にしてほしい支援(複数回答)



✓第7期計画時のアンケートに引き続き、「雪かき」「急病など緊急時の手助け」「災害時の手助け」「外出の際の移動手段」との回答が多い

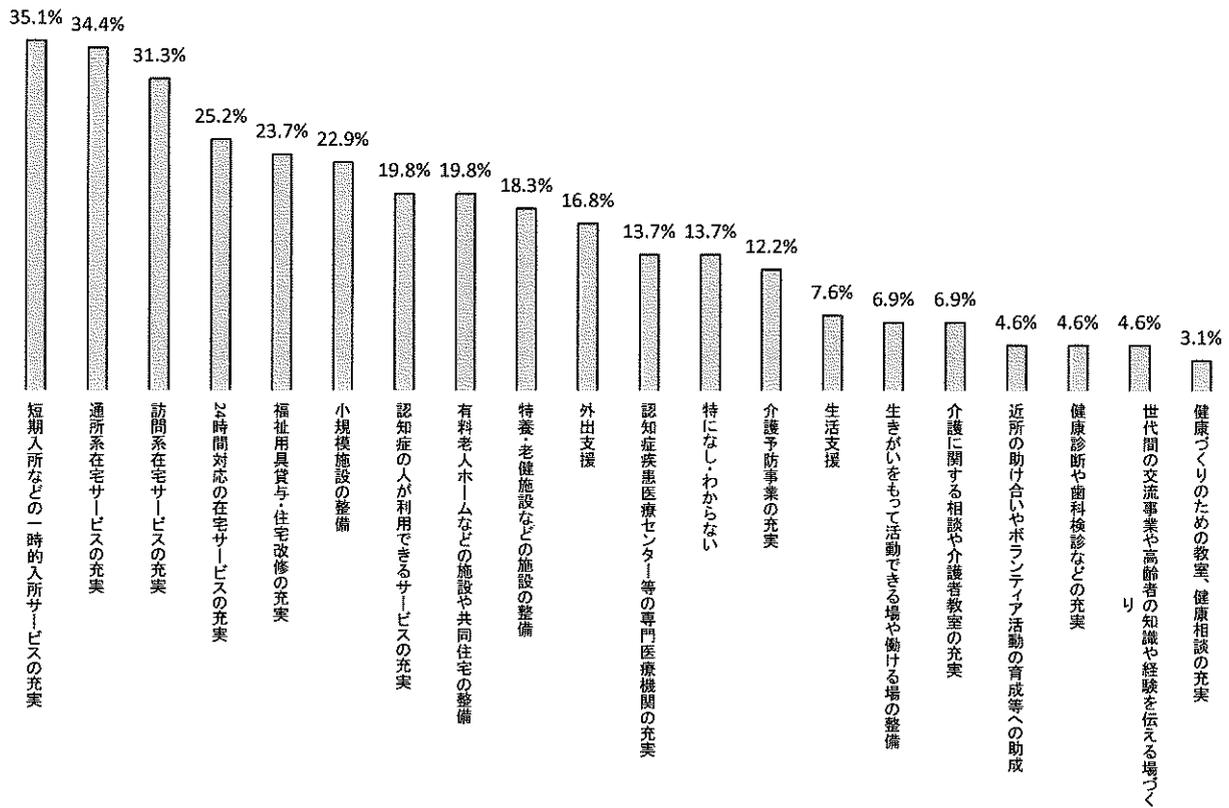
(5)今後の自宅での生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答)



✓認定者は「移送サービス」との回答が一番多い
 ✓元気高齢者は「配食」や「外出同行」との回答が多い

(6)今後介護や高齢者に必要な施策(複数回答)

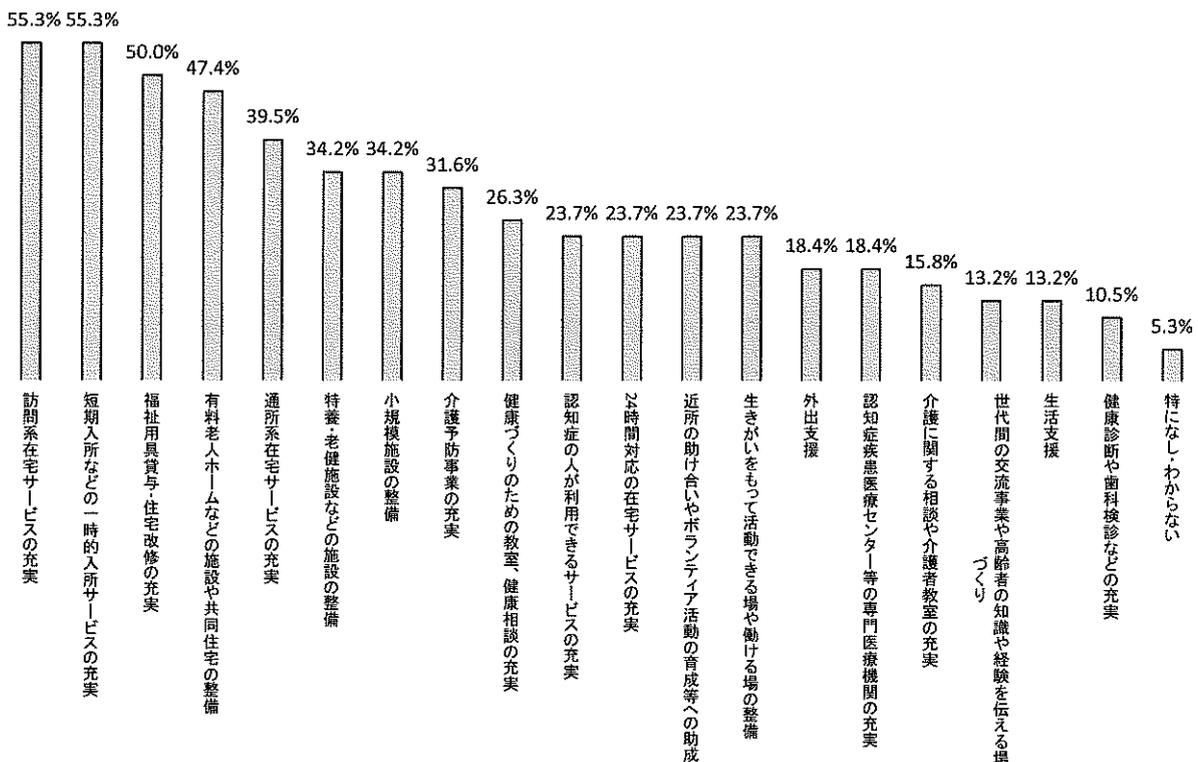
①認定者n=131



✓およそ3割強の方が、自宅での生活が継続できるよう、①短期入所サービス②通所系サービス③訪問系サービスの充実が必要な施策と回答

✓次いで、24時間対応の在宅サービスの充実や福祉用具貸与・住宅改修の充実など、在宅系のサービスの充実が必要と回答している方が多くなっている

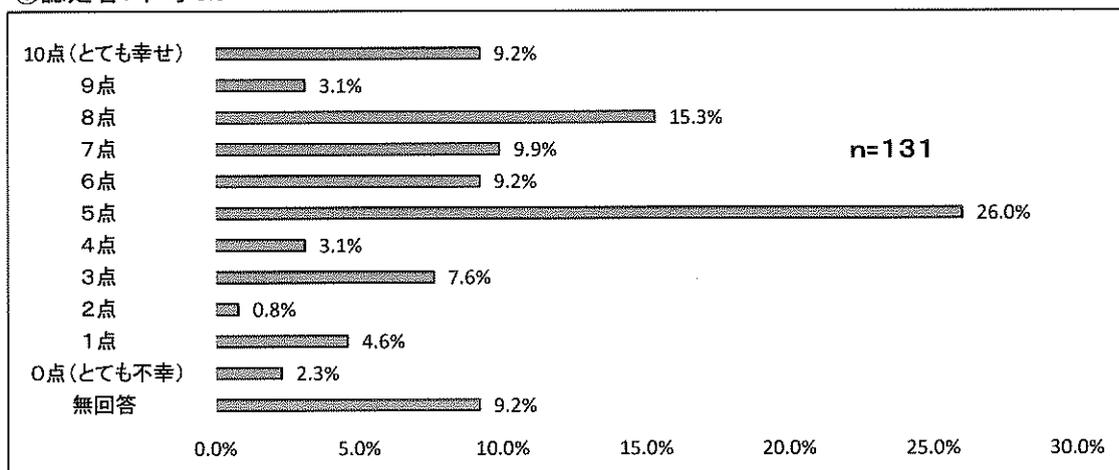
②元気高齢者n=38



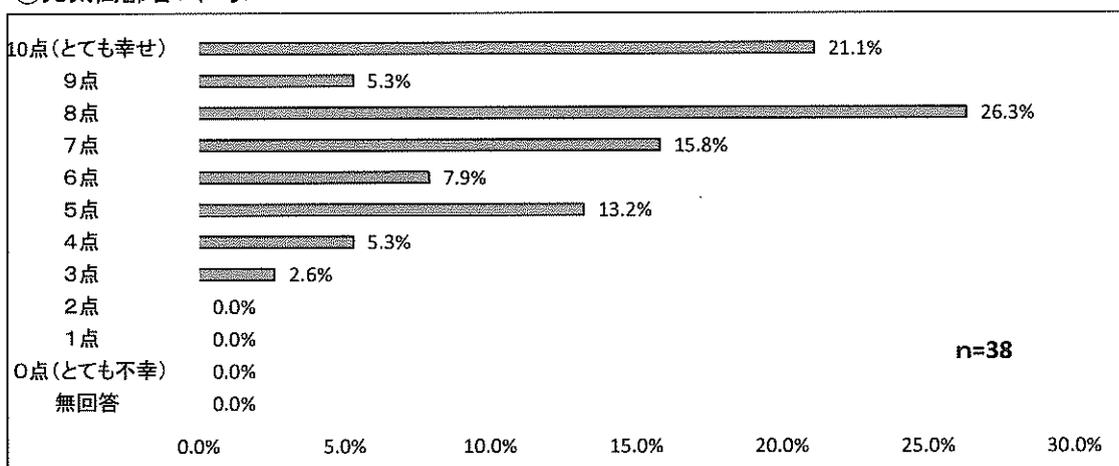
✓元気高齢者の方については①訪問系在宅サービス②短期入所サービス③福祉用具貸与・住宅改修の充実と、自宅での生活が継続できるサービスについての回答が多くなっている

(7)幸福度

①認定者:平均 5.9



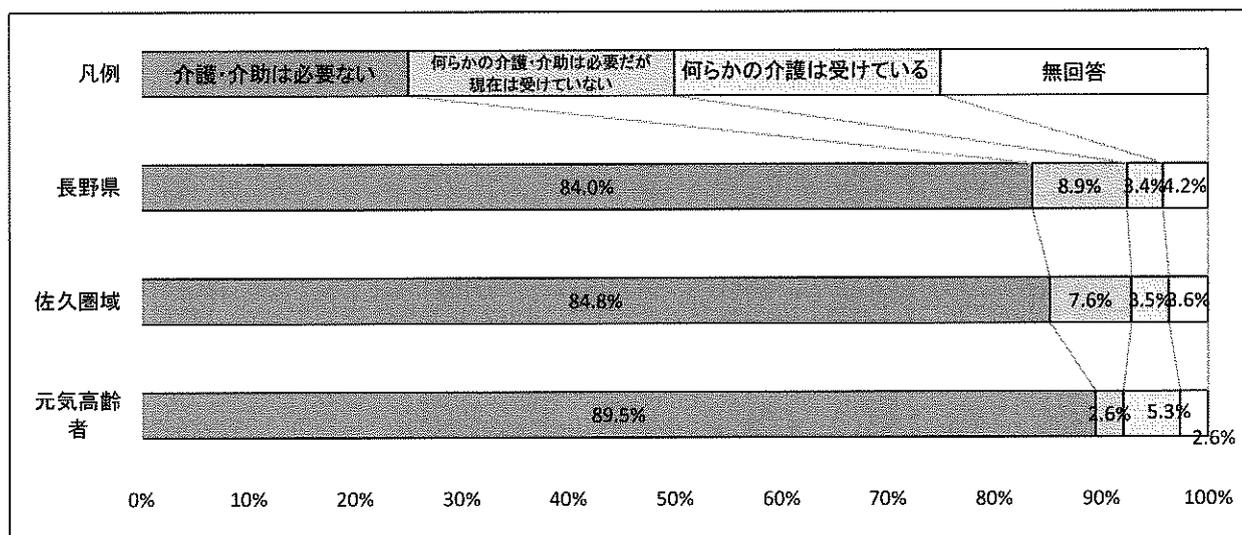
②元気高齢者:平均7.4



✓長野県、佐久圏域ともに認定者:平均6.1 元気高齢者:7.2

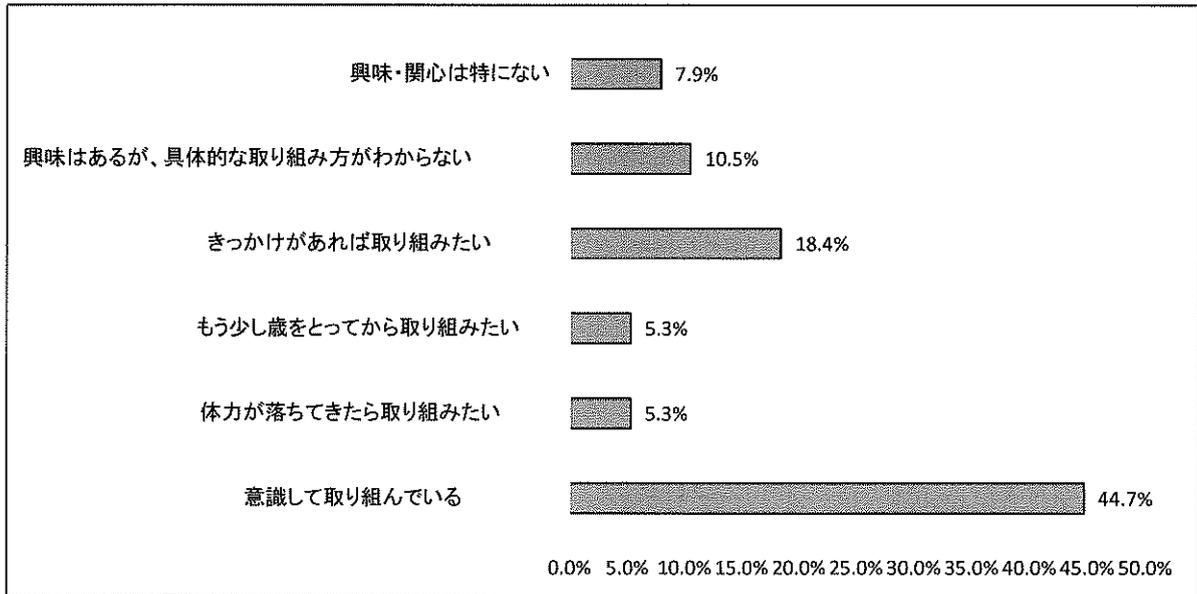
【元気高齢者】

(8)普段の生活で介護を必要としているか



✓介護・介助は必要ないという回答が9割

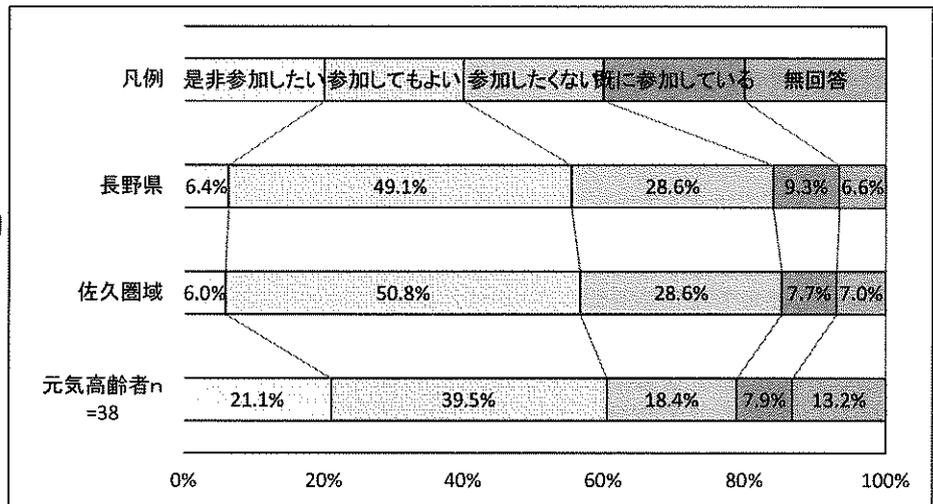
(9)介護予防への取り組み状況



✓「意識して取り組んでいる」という方が4割

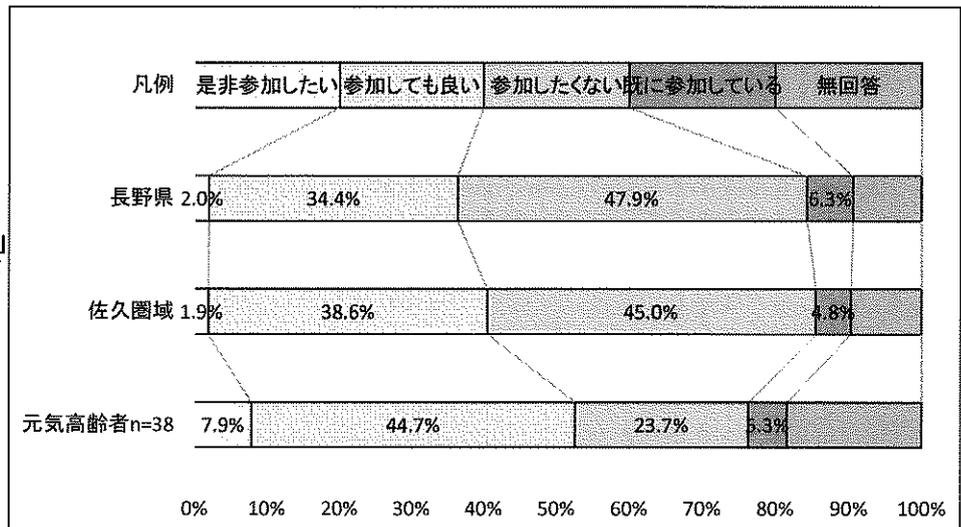
(10)いきいきした地域づくりへの参加者としての参加意向

✓「是非参加したい」「参加してもよい」との回答が約6割

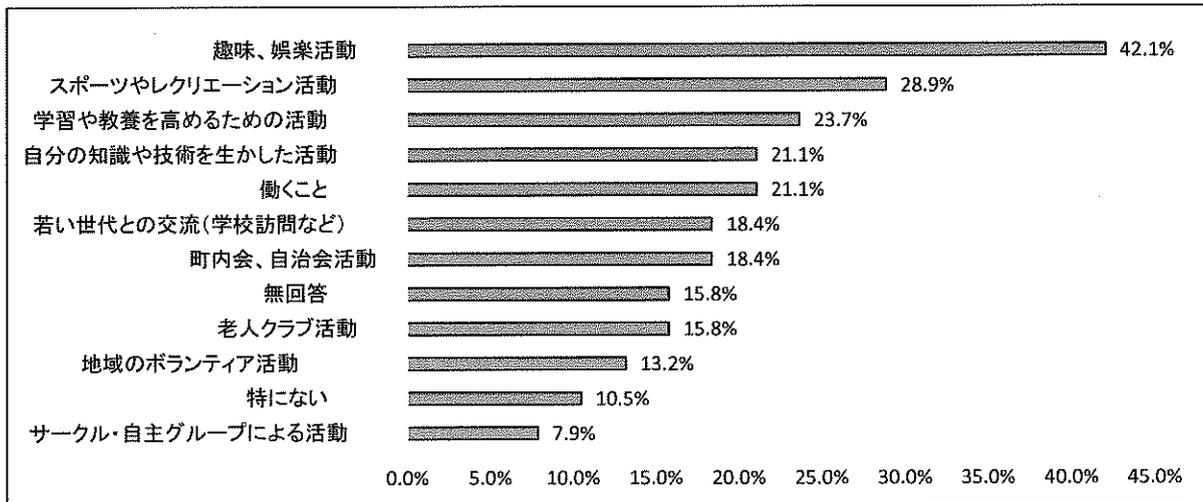


(11)いきいきした地域づくりへの企画・お世話役としての参加意向

✓「是非参加したい」「参加してもよい」が5割、「参加したくない」が2割

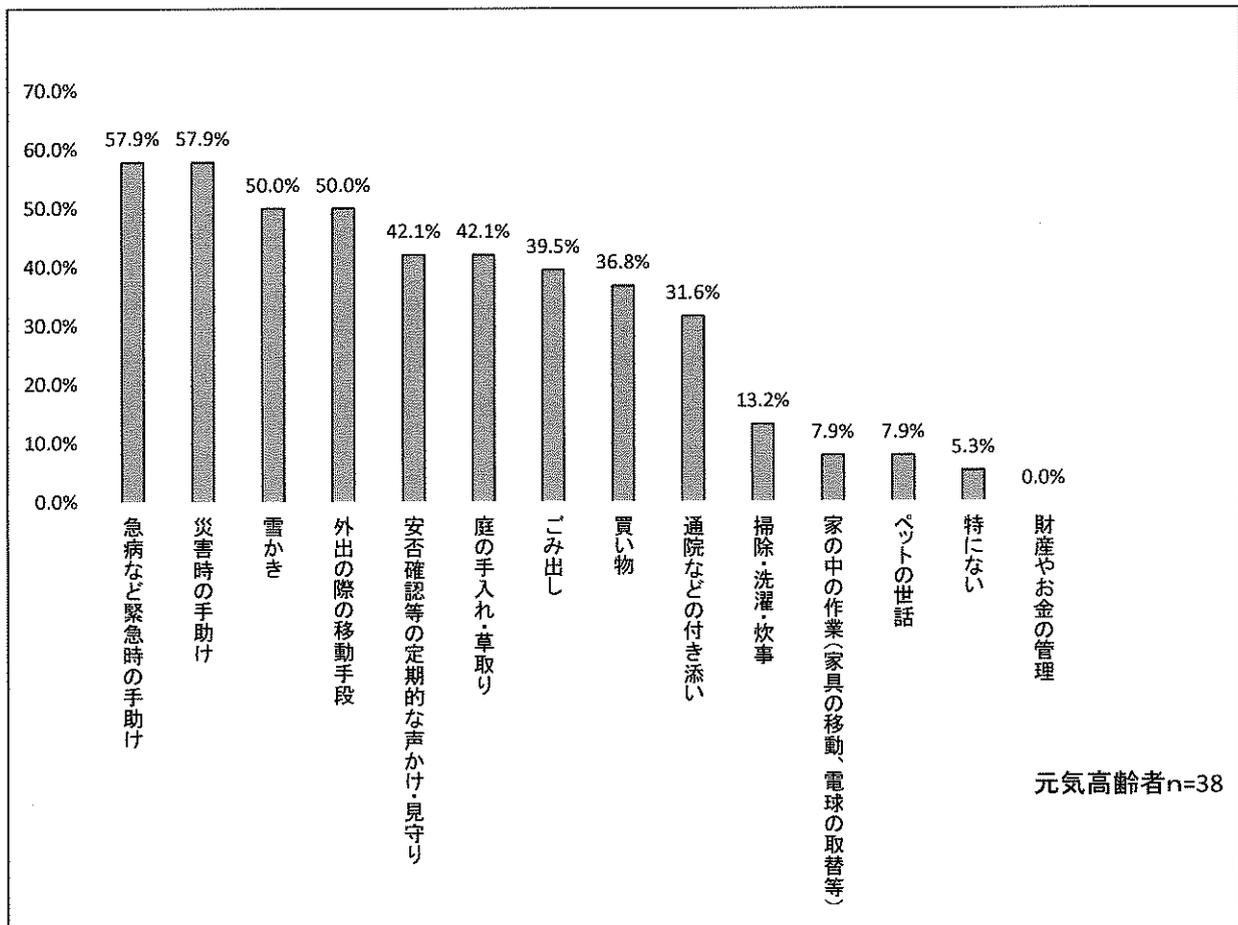


(12)参加したい活動n=38



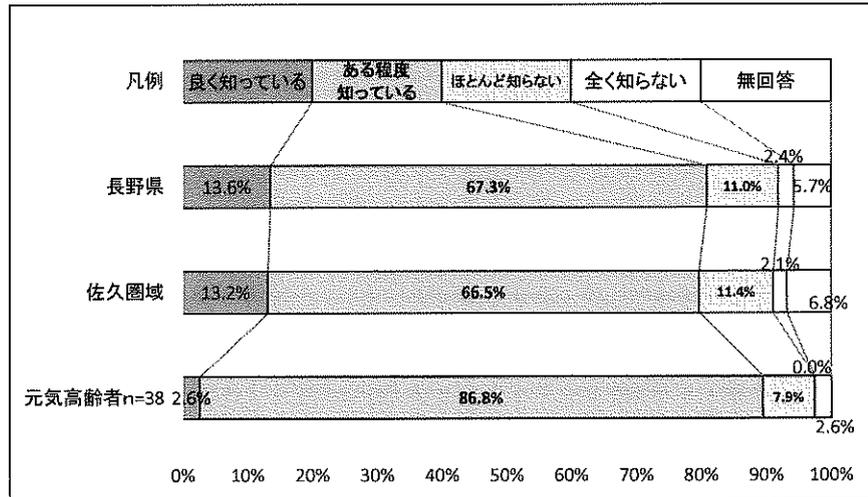
✓4割の方が「趣味・娯楽活動」に参加したいと回答
 次いで「スポーツやレクリエーション活動」「学習や教養を高めるための活動」が多くなっている

(13)隣近所に、高齢や病気・障害等で困っている家庭があった場合、できる支援【複数回答】

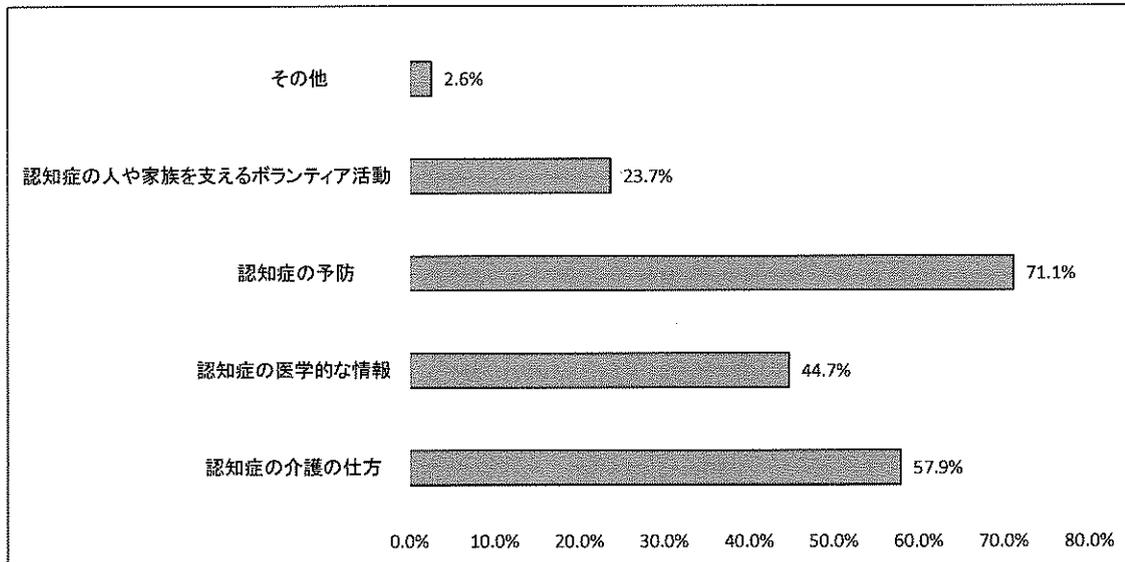


(14)認知症という病気の認知状況

✓「良く・ある程度知っている」との回答が9割、「ほとんど・全く知らない」との回答が1割



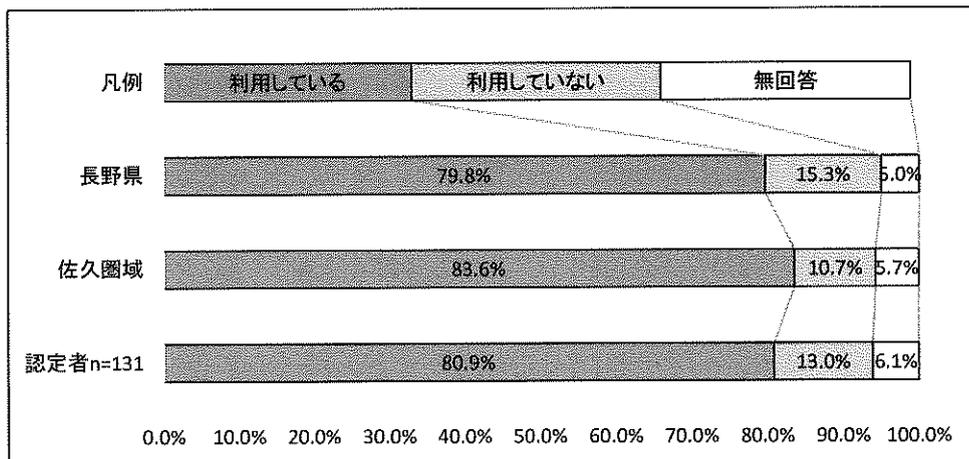
(15)認知症について関心のあること



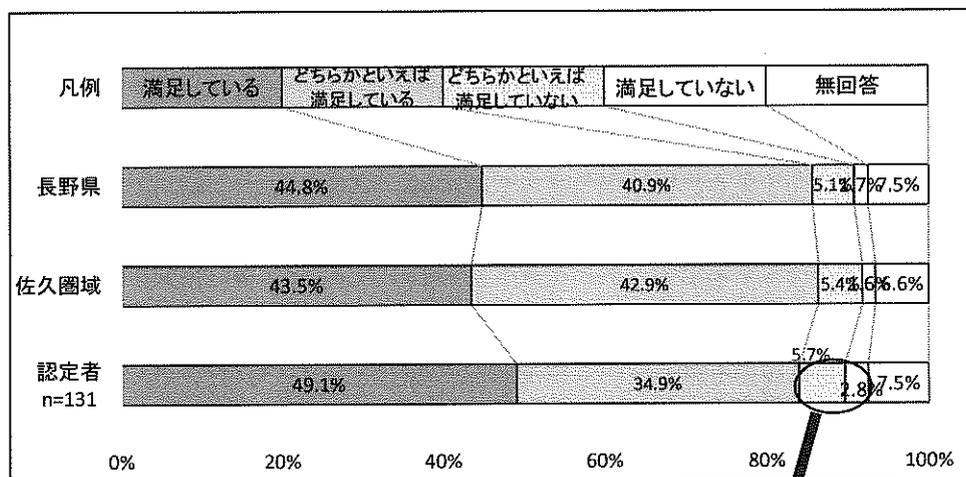
✓「認知症の予防」についての関心をもっとも多く、次いで「認知症の介護の仕方」が多い

【要介護・要支援認定者】

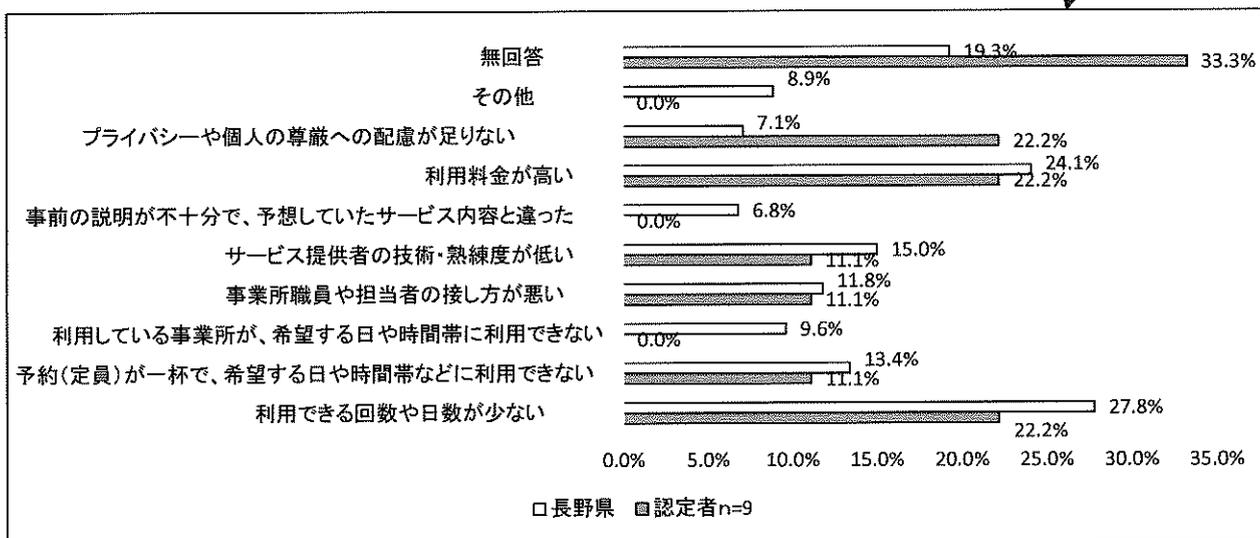
(16)介護保険制度のサービス利用状況



(17)①利用している介護保険サービスの満足状況



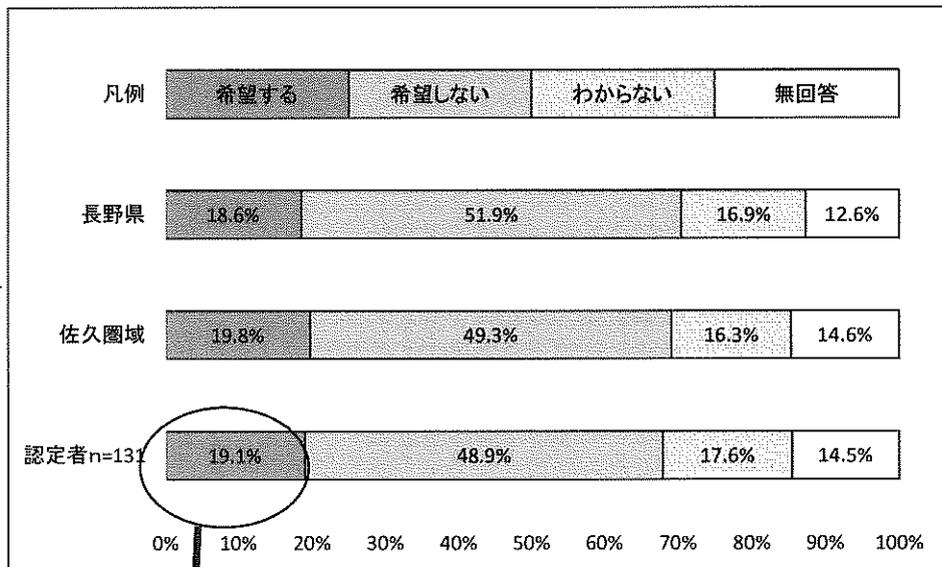
②満足していない理由



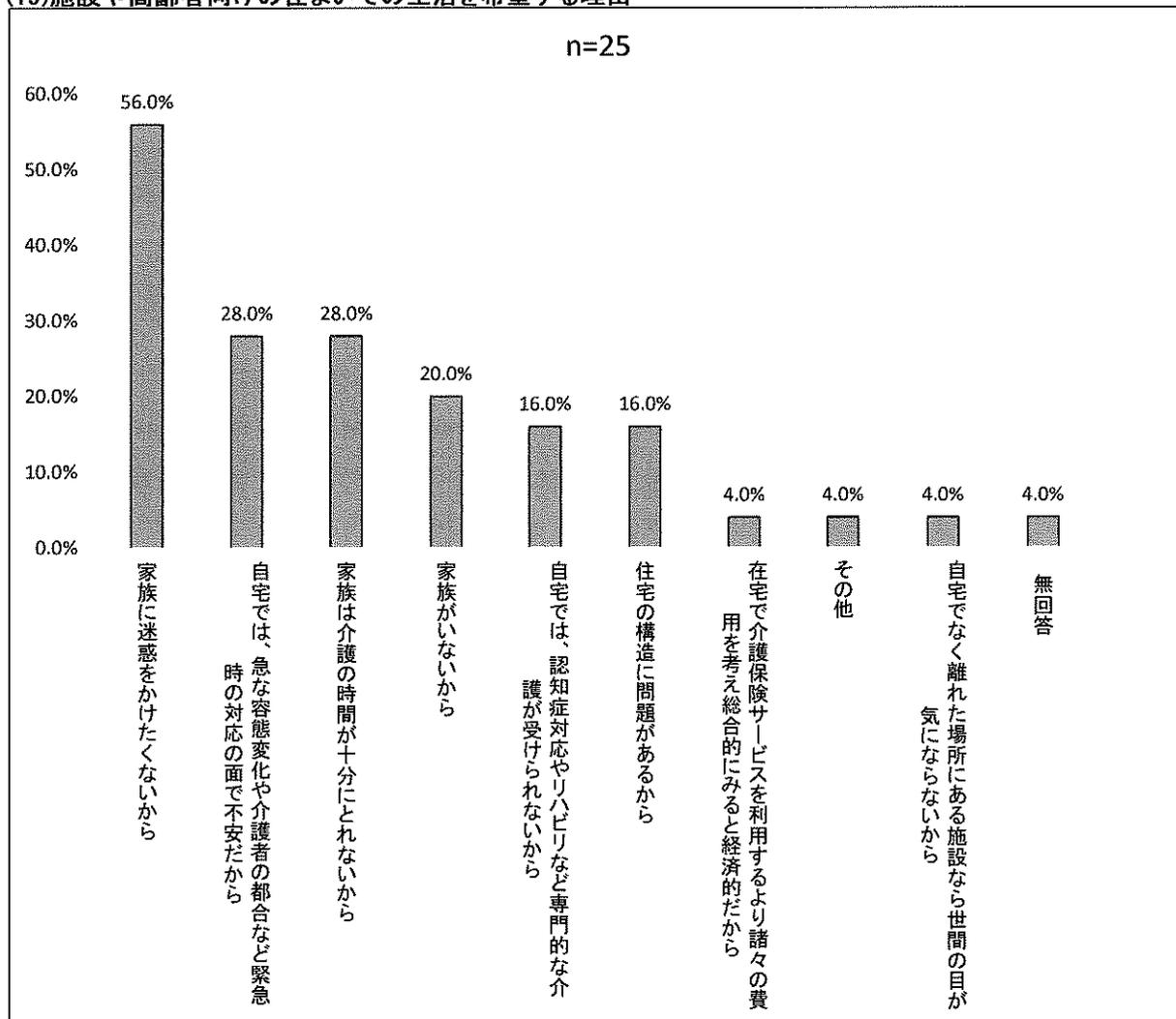
✓「プライバシーや個人の尊厳への配慮が足りない」「利用料金が高い」「利用できる回数・日数が少ない」との回答が各2名

(18)施設や高齢者向けの住まいへの入所・入居希望

✓半数の方が可能な限り自宅での生活を希望している



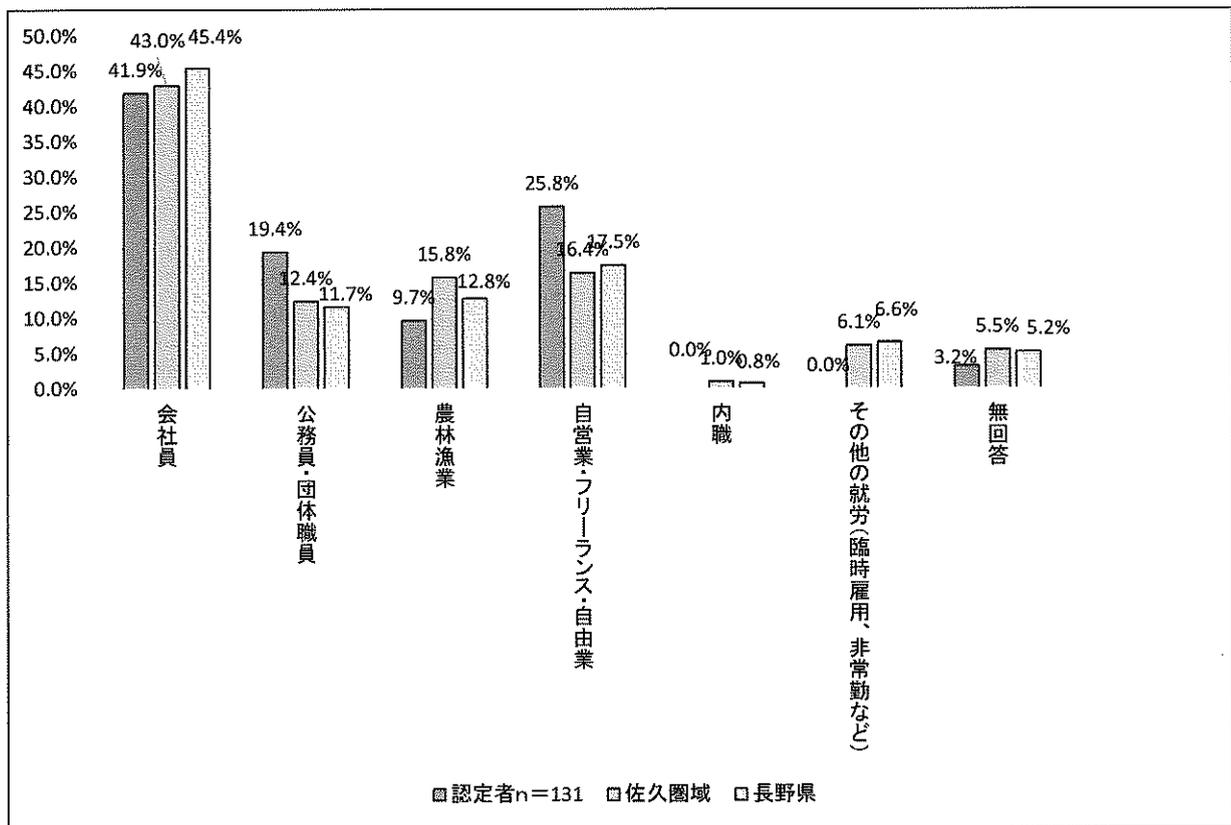
(19)施設や高齢者向けの住まいでの生活を希望する理由



✓「家族に迷惑をかけたくないから」との回答が半数以上、次いで「急な容態変化や緊急時の対応の面で不安」「家族は介護の時間が十分に取れないから」との回答が3割

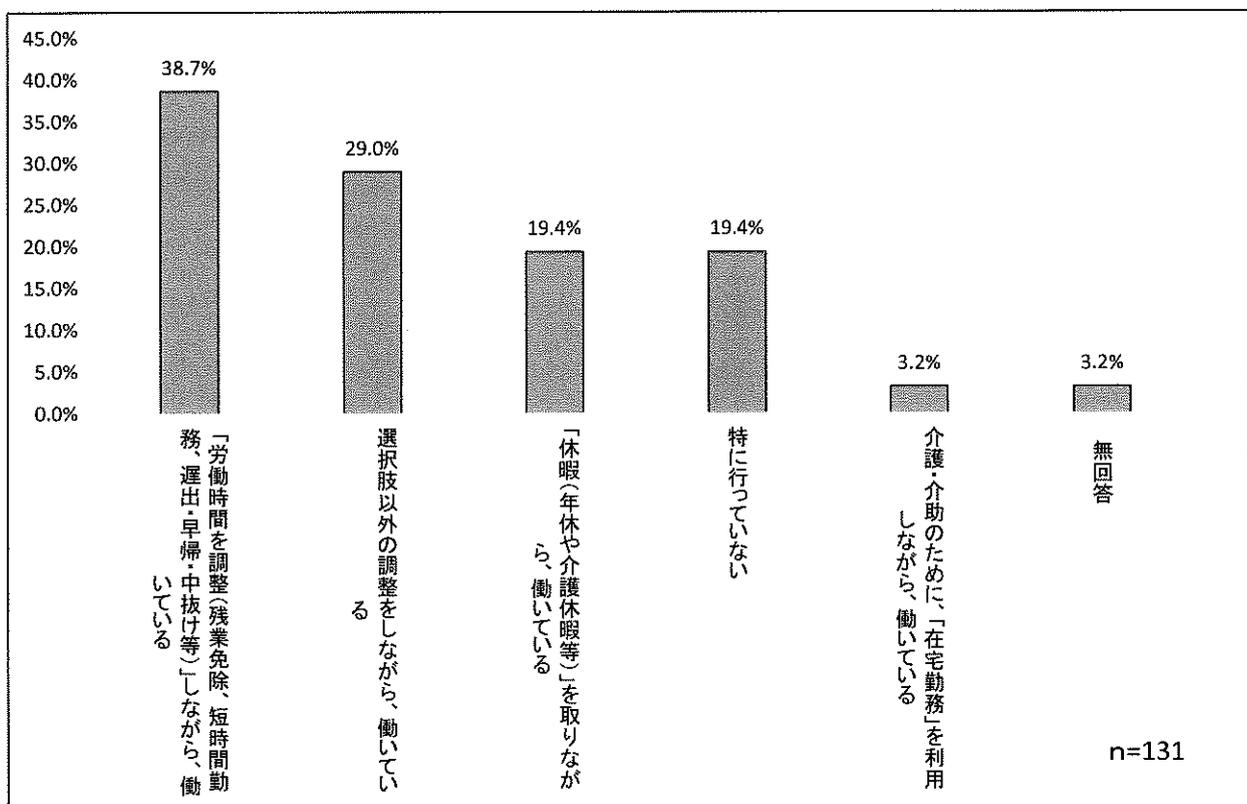
(20)介護・介助者について

①主な介護・介助者の現在の仕事



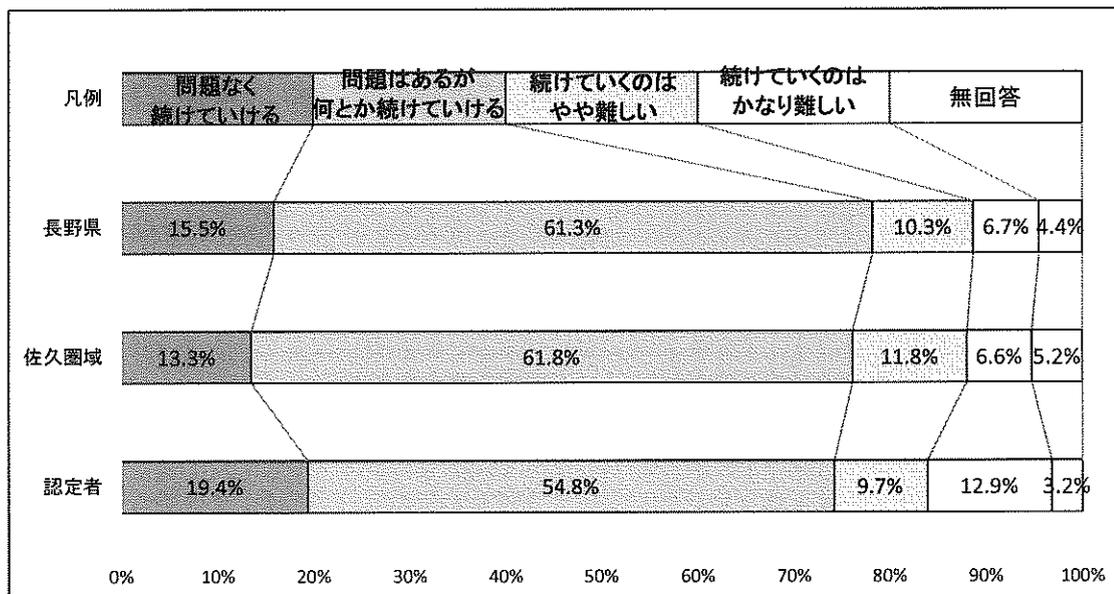
✓「会社員」との回答が4割で一番多く、次いで「自営業・フリーランス・自由業」との回答が多い

②介護・介助するにあたって行っている働き方の調整等



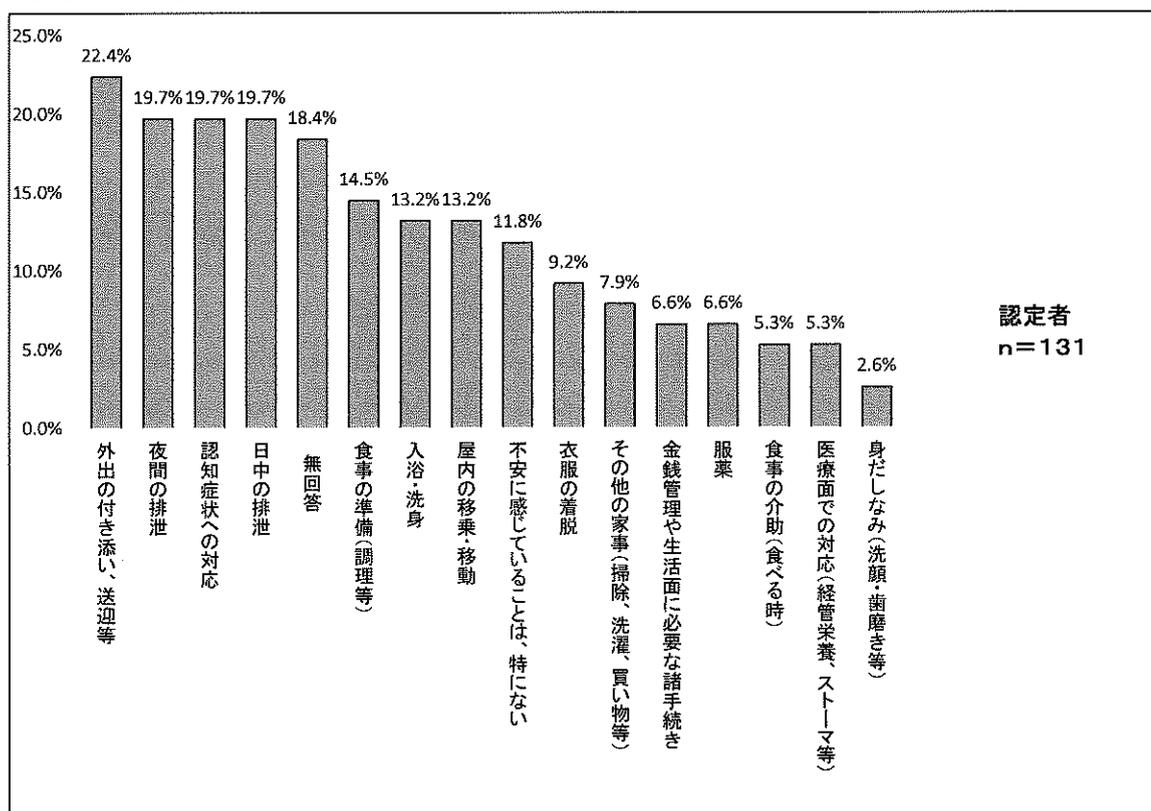
✓「労働時間を調整しながら働いている」が4割、
 ついで「選択肢以外の調整をしながら働いている」が3割

③今後も働きながら介護を続けていけそうか 認定者n=131



✓「問題なく続けていける・問題はあるが続けていける」が約7割、
「続けていくのはやや難しい・かなり難しい」が約2割

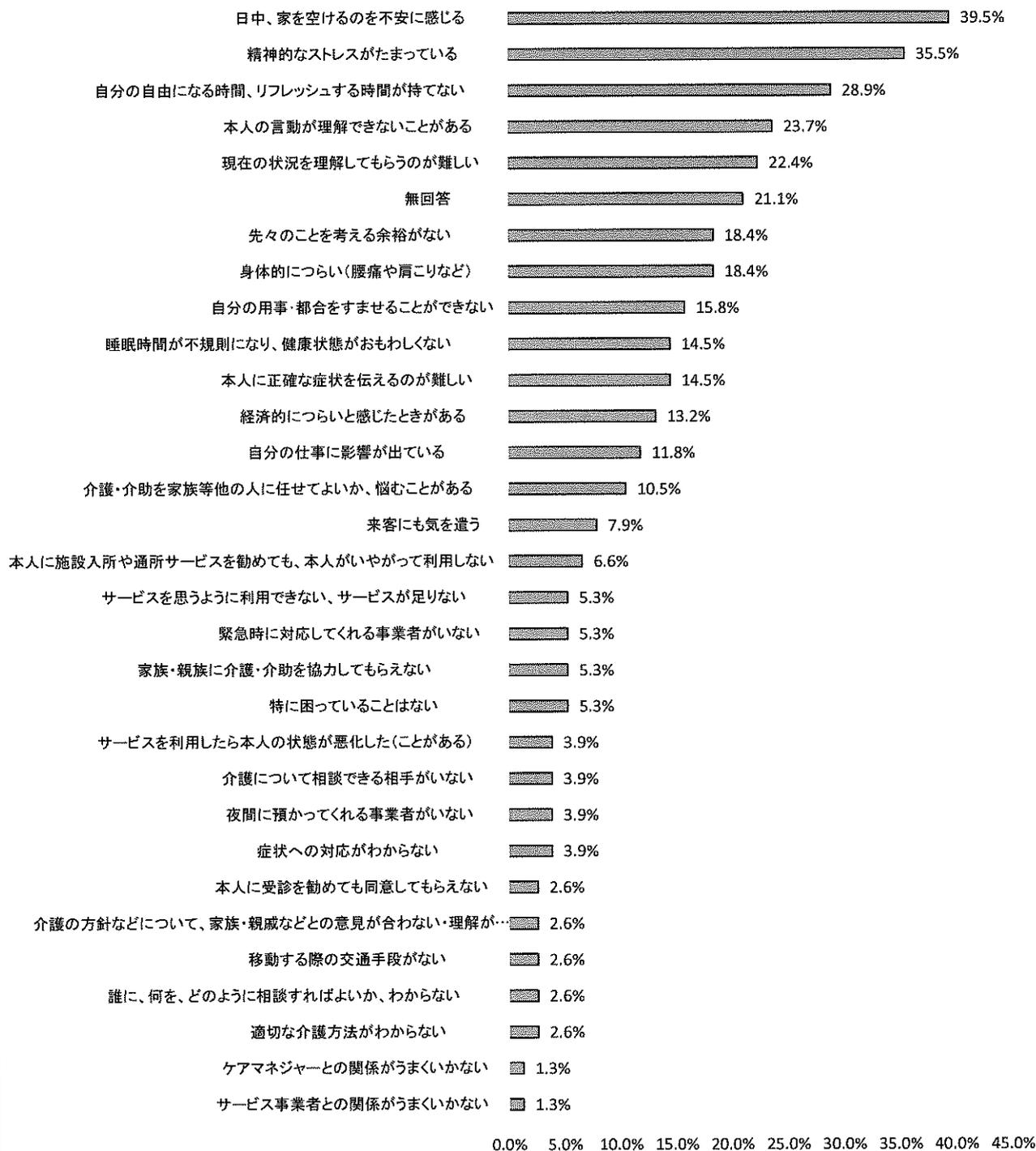
④現在の生活を継続していくにあたって、主な介護・介助の方が不安を感じる介護等



✓「外出の付き添い、送迎等」「夜間の排せつ」「認知症状への対応」へ
不安を感じている方が多くみられる

⑤主な介護・介助の方が介護・介助するうえで困っていること

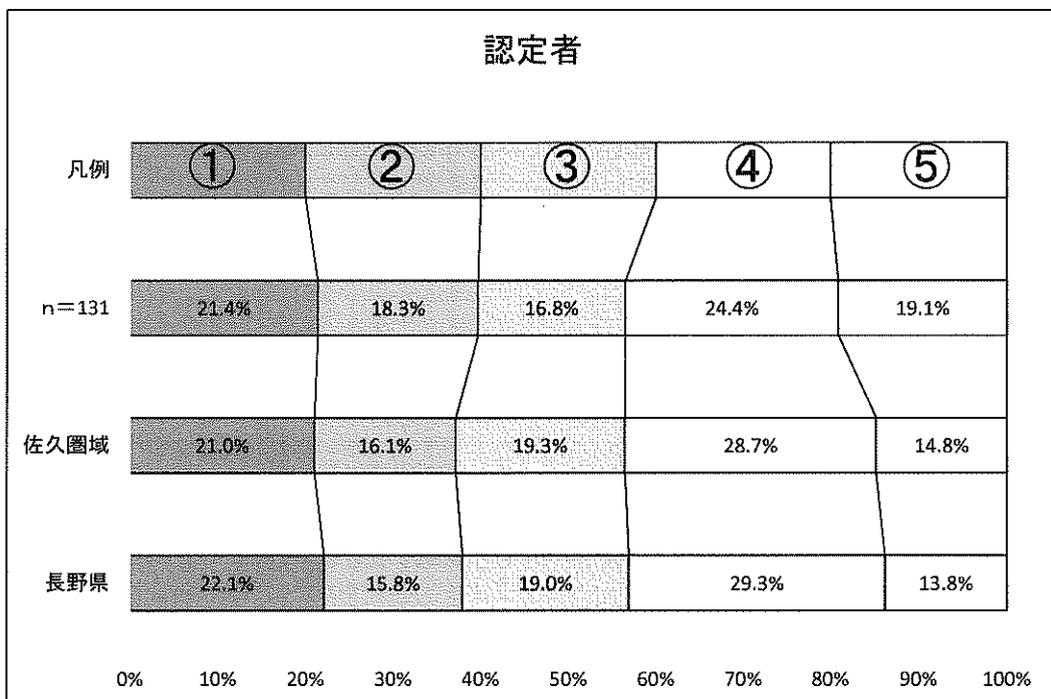
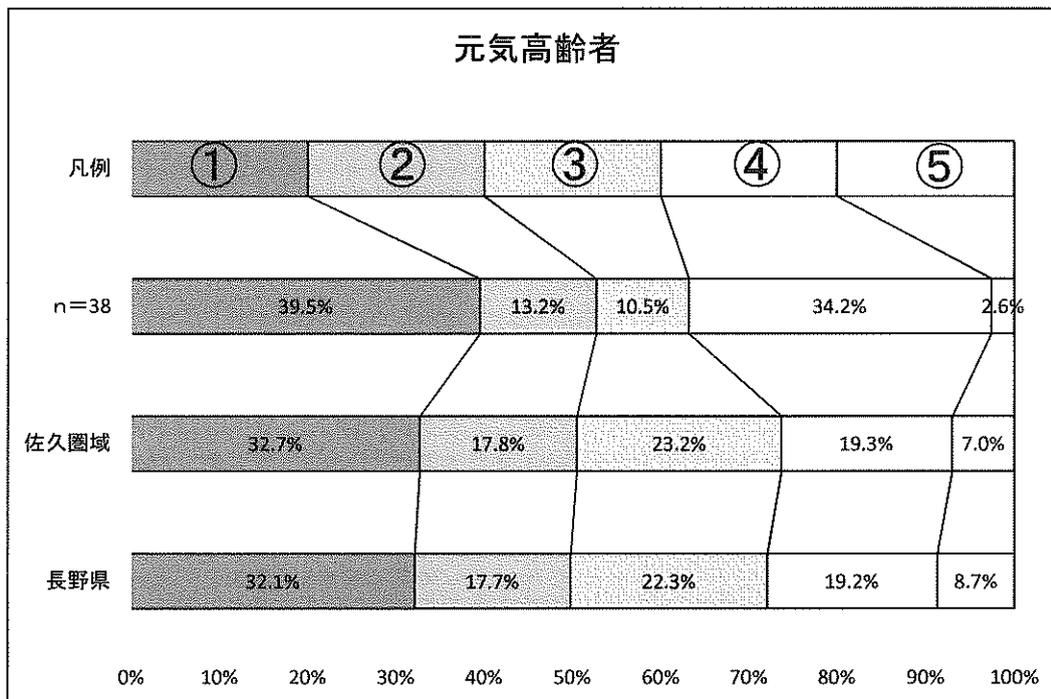
認定者n=131



✓「日中、家を空けるのを不安に感じる」との回答が4割と一番多く、次いで「精神的なストレスがたまっている」との回答が多い

(21)今後の保険料に対する考え

- 選択肢 ①現在の介護保険サービスを維持・充実するために、介護保険料が高くなってもやむを得ない(仕方ない)
 ②介護保険サービスが削減されても、介護保険料は高くない方がよい
 ③公費負担や現役世代の負担を増やして、高齢者の介護保険料は高くないようにする方がよい
 ④わからない
 ⑤無回答



第4章 介護保険事業

第1節 介護給付費の実績と推計

1 第7期実績について

在宅サービスに関しては、有料老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）の入居者の増により、令和元年度から特定施設入居者生活介護が増額しました。そのため、令和元年度の訪問介護・訪問看護は減少が見られましたが、令和2年度には認定者の増加に伴い、訪問系の在宅サービスはすべて増額しました。通所リハは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度には利用者数が減少し、給付費も減額しています。

施設サービスに関しては、施設入所を希望される方が多く、また介護度の高い方が多く利用しているため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は毎年給付が伸びています。介護老人保健施設に関して、令和元年度まで横ばいでしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用日数も長くなる傾向にあり、給付費が伸びています。

また、特定入所者サービス（補足給付）の給付費は施設入所者増に伴い増額、高額介護サービス費もサービス給付費が伸びるとともに、伸びています。

●第7期実績と伸び率

	H30	対前年比	R1	対前年比	R2	対前年比
在宅	322,274	△3.3%	318,335	△1.2%	337,677	+6.1%
施設	210,176	△1.5%	212,917	+1.3%	225,061	+5.7%
その他	29,860	△7.3%	32,008	+7.2%	37,707	+17.8%
合計	562,310	△2.9%	563,260	+0.2%	600,445	+6.6%

*R2に関しては見込み

2 第8期推計について

核家族化に伴う家庭における介護力の低下や、介護離職防止の重要性を加味し、居住系サービスでは、今後も介護付有料老人ホーム入居者が増加することを見込み、特定施設入居者生活介護をはじめとして訪問介護・通所介護の増額を見込んでいます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者は依然として多く、今後も需要の増加が見込まれるため、増額を見込みました。

また、認定者・受給者数の増加に伴い、全体として給付費の伸びを見込んでいます。

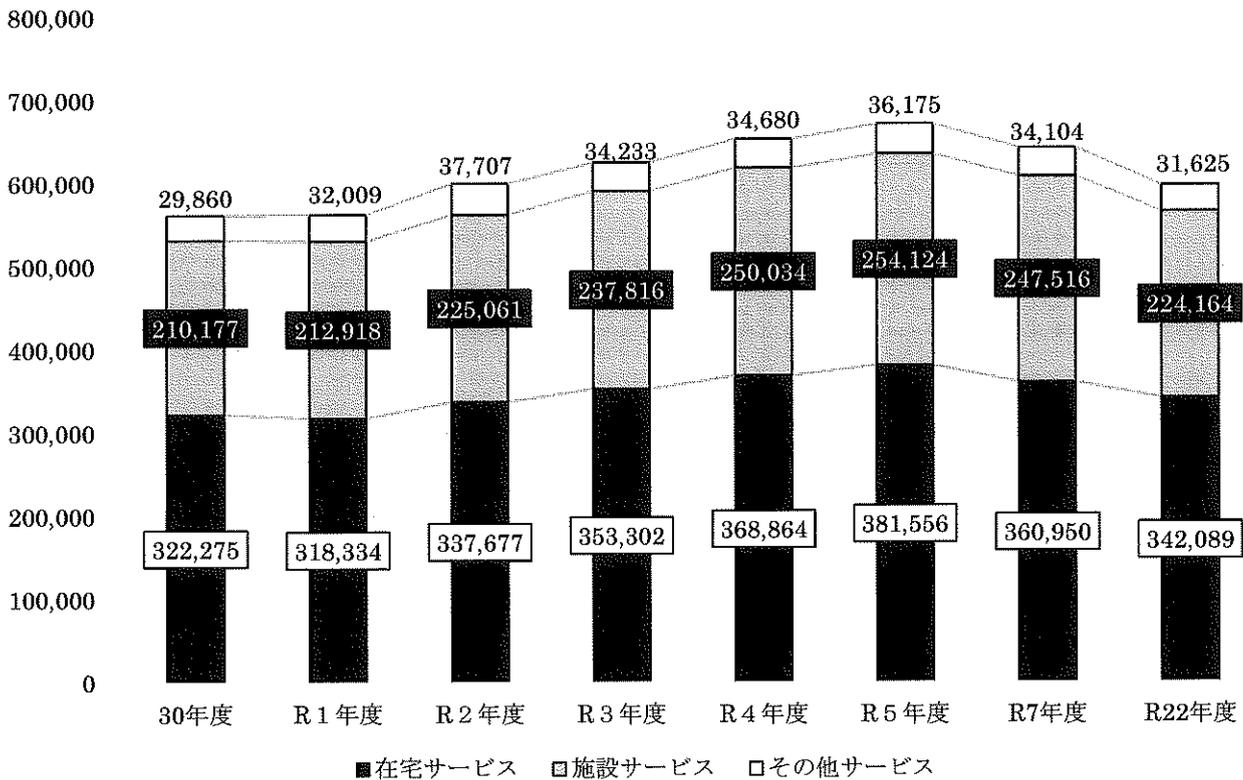
町内の施設については、開設から15年以上が経過する施設もあることから、事業者が希望する場合は、長野県と連携して県地域医療介護総合確保基金事業を活用しながら施設の改修等を進めます。

●第7期の給付費実績と第8期、第9期以降の給付費推計

単位：千円

	第7期			第8期推計			第9期以降推計	
	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
居宅サービス	322,274	318,335	337,677	353,302	368,864	381,556	360,950	342,089
施設サービス	210,176	212,917	225,061	237,816	250,034	254,124	247,516	224,164
その他サービス	29,860	32,008	37,707	34,233	34,680	36,175	34,104	31,625
合計	562,310	563,260	600,445	625,351	653,578	671,855	642,570	597,878

*R2年度についてはR3年1月末時点での見込



- *在宅サービス：訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所、介護サービス計画、特定入所者生活介護、地域密着型介護
 - *施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
 - *その他サービス：特定福祉用具販売、住宅改修、高額介護、高額合算、特定入所介護、審査支払手数料
- (注：いずれも介護予防サービスを含む)

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などの医療従事者が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医学的な管理や指導を行います。

【現状】令和元年度の要介護の方は年間延べ828人が963回利用し、一人当たりの月平均利用回数は1.1回となっています。要支援の方は年間延べ50人が53回利用し、一人当たりの月平均利用回数は1.1回となっています。

【計画】今後も受給者数の増加に伴う増額を見込みます。令和5年度の要介護の方の必要量は年間延べ985人が1,170回利用し、一人当たりの月平均利用回数は1.2回の利用を見込んでいます。要支援者の方は延べ4人が5回利用し、一人当たりの月平均利用回数は1.2回の利用を見込んでいます。

		第7期実績 (R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
要介護	給付費(千円)	2,841	2,965	3,100	3,239	3,384	3,519	3,121	3,013
	利用人数/月	63	69	73	76	79	82	73	70
要支援	給付費(千円)	98	153	126	140	140	140	154	154
	利用人数/月	3	4	3	3	3	4	4	4

(6) 通所介護 (デイサービス)

通所介護施設への送迎し、日帰りで生活指導や日常動作訓練、入浴や食事などを行うことで、生活の支援、心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。訪問介護とともに居宅介護サービスの中心をなすサービスです。

【現状】令和2年4月にやすらぎ園が通常規模型通所介護から地域密着型通所介護となったため、前年と比較して給付費は減少しています。住宅型有料老人ホームに入居されている方が入浴目的もあり訪問介護サービスと一緒に利用されています。令和2年度1月末時点(2020年3月~11月サービス分)は延べ206人が1,505回利用し、一人当たりの月平均利用回数は7.3回となっています。

【計画】今後も一定の水準で有料老人ホームの入居や需要があると見込みます。令和5年度の必要量は年間延べ315人が2,362回利用し、一人当たりの月平均利用回数は7.5回の利用を見込んでいます。

		第7期実績 (R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
要介護	給付費(千円)	54,139	52,226	14,280	17,080	17,080	17,080	17,080	16,870
	利用人数/月	75	74	23	26	26	26	26	25

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

要介護・要支援の方が介護老人保健施設や医療施設へ通所し、日帰りで食事などの日常生活上の支援、機能訓練など、心身の機能の維持回復を図ることで日常生活の自立を助けるサービスです。

【現状】令和元年度の要介護の方は年間延べ 528 人が 3,158 回利用し、一人当たりの月平均利用回数は 6.0 回となっています。要支援の方は年間延べ 149 人が 975 回利用し、一人当たりの月平均利用回数は 6.5 回となっています。

【計画】今後も年間を通し一定水準で推移していくと見込みます。令和 5 年度の要介護の方の必要量は年間延べ 540 人が 3,240 回利用し、一人当たりの月平均利用回数は 6.0 回の利用を見込んでいます。要支援者の方は延べ 145 人が 940 回利用し、一人当たりの月平均利用回数は 6.5 回の利用を見込んでいます。

		第7期実績（R2 は見込）			第8期推計			第9期以降推計	
		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
要介護	給付費(千円)	29,709	27,600	23,869	28,650	28,650	28,650	28,650	22,644
	利用人数/月	42	44	37	45	45	45	45	36
要支援	給付費(千円)	4,184	5,296	5,066	5,200	5,200	5,200	5,584	5,584
	利用人数/月	10	12	12	12	12	12	13	13

(8) 地域密着型通所介護サービス

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設です。日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

【現状】令和 2 年 4 月にやすらぎ園が通常規模型通所介護から地域密着型通所介護となったため、前年と比較して給付費は増加しています。季節的な利用者の変動等ありますが、少人数定員や事業所の雰囲気をお好みの利用が増えていきます。令和 2 年度 1 月末時点（2020 年 3 月～11 月サービス分）は延べ 823 人が 6,800 回利用しており、一人当たりの月平均利用回数は 8.3 回となっています。

【計画】令和 5 年度の必要量は年間延べ 1,140 人が 9,465 回利用し、一人当たりの月平均利用回数は 8.3 回の利用を見込んでいます。ねむの木とやすらぎ園の 2 施設が該当となり、今後さらなる利用者の増を見込みます。

		第7期実績（R2 は見込）			第8期推計			第9期以降推計	
		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
要介護	給付費(千円)	34,955	35,853	78,365	78,900	80,478	82,087	76,141	65,042
	利用人数/月	38	39	91	91	93	95	88	75

(11) 特定施設入所者生活介護

特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームなどが、要介護認定を受けた入居者に対し、入浴排泄、食事、機能訓練等を提供するサービスです。

【現状】令和元年度から利用者が増加傾向です。令和元年度は年間延べ56人が1,638回利用し、一人当たりの月平均利用回数は29.2回となっています。

【計画】施設サービス希望者が増えていることから増額が見込まれます。令和5年度の必要量は年間延べ120名が3,600回利用し、一人当たりの月平均利用回数は30.0回の利用を見込んでいます。

		第7期実績 (R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
要介護	給付費(千円)	5,814	10,144	10,285	10,500	19,247	21,428	21,428	10,385
	利用人数/月	3	5	5	5	8	10	10	4
要支援	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人数/月	0	0	0	0	0	0	0	0

(12) 福祉用具貸与

要介護・要支援の方の在宅での日常生活動作が容易になるよう、特殊寝台や歩行器などの日常生活の補助や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。これにより、要介護の方の自立度の向上や介護者の負担軽減を図ります。

【現状】令和元年度の要介護の方は年間延べ1,303人が36,986回利用しており、一人当たりの月平均利用回数は28.3回となっています。また、要支援の方は年間延べ243人が7,249回利用しており、一人当たりの月平均利用回数は29.8回となっています。

【計画】今後も年間を通し一定水準で推移していくと見込みます。令和5年度の要介護の方の必要量は年間延べ1,300人が36,450回利用し、一人当たりの月平均利用回数は28.0回の利用を見込んでいます。要支援者の方は延べ290人が8,700回利用し、一人当たりの月平均利用回数は30.0回の利用を見込んでいます。

昇降座椅子や立ち上がりの補助用具等を重複して利用する方が増えています。

		第7期実績 (R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
要介護	給付費(千円)	18,789	17,117	18,400	18,400	18,400	18,400	18,500	17,529
	利用人数/月	113	108	108	108	108	108	109	103
要支援	給付費(千円)	1,076	1,452	1,489	1,700	1,700	1,700	1,711	1,841
	利用人数/月	16	20	20	23	23	24	24	25

(13) 居宅介護支援

在宅サービス等を適切に利用できるように利用者本人、家族の希望をもとにケアマネジャーがケアプランを作成します。これに基づきサービスが提供されます。また、介護サービス事業者、医療機関、介護保険施設との連絡調整も行います。

【現状】令和元年度の要介護の方は年間延べ 1,984 人が利用し、要支援の方は年間延べ 436 人が利用しています。

【計画】今後も受給者の増加に伴う増額を見込みます。令和 5 年度の要介護の方の必要量は年間延べ 2,190 人、要支援者の方は延べ 450 人を見込んでいます。要介護・要支援者共に認定者の増加に伴い今後も増加していく見込みです。

		第7期実績 (R2 は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
要介護	給付費(千円)	33,819	32,595	34,278	34,500	36,645	36,645	33,939	33,433
	利用人数/月	167	165	171	172	183	183	169	167
要支援	給付費(千円)	1,517	1,928	1,840	1,960	1,976	1,976	1,907	2,014
	利用人数/月	29	36	35	37	38	38	37	38

4 施設サービスの給付費

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

自宅では介護できない状態にある寝たきりや認知症高齢者のための入所施設です。入所者の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするために、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話等を行うサービスです。新規入所は原則として要介護3～5の方が対象です。

【現状】令和元年度は年間延べ 531 人が 15,294 回利用しており、一人当たりの月平均利用回数は 28.8 回となっています。

【計画】今後の需要を考え、増加を見込みます。令和 5 年度の必要量は年間延べ 615 名が 17,590 回利用し、一人当たりの月平均利用回数は 28.6 回の利用を見込んでいます

		第7期実績 (R2 は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
要介護	給付費(千円)	128,672	131,469	135,015	142,126	145,821	148,883	148,883	134,020
	利用人数/月	44	44	45	47	49	51	51	44

(2) 介護老人保健施設

心身の状態は安定しており、医学的管理のもと、看護・介護サービスや日常生活訓練などのリハビリを必要とする要介護の方を対象とするサービスです。

【現状】令和元年度は年間延べ330人が8,281回利用しており、一人当たりの月平均利用回数は25.0回となっています。

【推計】特養待機者、越冬入所者の需要もふまえ、増額を見込みます。

令和5年度の必要量は年間延べ370名が9,435回利用し、一人当たりの月平均利用回数は25.5回の利用を見込んでいます

		第7期実績 (R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
要介護	給付費(千円)	81,505	81,449	85,601	90,110	98,633	99,661	98,650	90,144
	利用人数/月	28	28	27	28	31	31	31	28

(3) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終了し症状は安定しているものの、医療依存度の高い患者が在宅復帰を目指しリハビリや継続的な医療を受けるために入所します。

【現状】令和2年から新規利用者1名となり、給付費が伸びました。

【推計】国による療養型施設の廃止（令和5年度末）及び介護医療院への転換の方針のため、第8期中は同額を見込み、第9期以降は見込みません。

		第7期実績 (R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
要介護	給付費(千円)	0	0	4,445	5,580	5,580	5,580		
	利用人数/月	0	0	1	1	1	1		

※介護医療院は、2018年度の介護保険制度改正によって新設された介護保険施設です。長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とする、医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設のことをいいます。

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」といった医療サービスと、「自立した日常生活を営むための支援・介助」などの介護サービスをどちらも提供できるのが大きな特徴です。

2023年までに全面廃止となる予定の「介護療養型医療施設」に代わる形で創設されました。

(3) 高額介護サービス

同一月に支払った介護（介護予防）サービス費用の利用者負担の合計が、所得段階に応じた一定の上限額を超えた場合、超過分の負担額が高額介護サービス費として払い戻されます。対象となるのは介護（介護予防）サービス費の利用者負担分に限られます。

【現状・計画】令和元年度は年間延べ件数 945 件です。2021 年度の制度改正の影響により、一時的に微減を見込みますが、その後は給付費の伸びと同様に伸びると見込まれます。

	第7期実績（R2 は見込）			第8期推計			第9期以降推計	
	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
給付費（千円）	9,912	10,074	13,566	13,353	13,800	15,290	13,278	12,500

(4) 高額医療合算介護サービス

介護保険と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となった場合、高額医療合算介護（介護予防）サービス費・高額介護合算療養費が支給される制度です。1年間の介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後なお残る負担額を、7月末日時点での医療保険世帯で合算し、所得区分に応じ限度額を超えた分を払い戻します。

【現状・計画】令和元年度は年間延べ件数 43 件です。国保連合会からの申請書の発送時期により、年度ごと給付費にばらつきがありますが、実績を踏まえ見込みます。

	第7期実績（R2 は見込）			第8期推計			第9期以降推計	
	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
給付費（千円）	147	1,095	1,698	1,750	1,750	1,750	1,700	1,600

(5) 補足給付（特定入所者介護サービス）

介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したときの食費・居住費に、所得に応じた負担限度額が設けられ、限度額超過分は介護保険で給付します。施設利用者への低所得者対策の根幹となっています。

【現状・計画】2021 年度制度改正に伴い、令和 3 年度から減額になりますが、令和 5 年にかけて利用件数は一定の水準で推移していくと見込みます。

	第7期実績（R2 は見込）			第8期推計			第9期以降推計	
	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
給付費（千円）	17,923	18,919	20,125	16,610	16,610	16,610	16,611	15,273

(6) 審査支払手数料

国保連合会に委託している介護給付費の審査支払業務に係る手数料です。

【現状・計画】1件58円で、件数は微増と見込みます。

	第7期実績 (R2 は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
給付費 (千円)	591	595	605	620	620	625	615	602

6 第8期介護保険事業での制度改正

(1) 補足給付(特定入所者介護サービス費)の見直し

平成17年10月より施設における食費や居住費について、利用者本人の負担を原則とし、低所得の方に対しては年金収入等に応じて一定の助成(特定入所者介護サービス費)をしてきました。

この食費と居住費の助成について、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるよう精緻化し、食費居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡を図ります。

第3段階を保険料の所得段階と合わせて本人年金収入等80万円超120万円以下の段階(以下、仮に「第3段階①」)と同120万円超の段階(以下、仮に「第3段階②」)の2つの段階に区分するとともに、第3段階②について、補足給付第4段階との本人支出額の差額(介護保険三施設平均)の概ね2分の1の額を本人の負担限度額に上乘せします。

食費居住費の助成の要件となる預貯金等の基準について、所得段階に応じて設定することとし、第2段階、第3段階①、第3段階②の3つの所得段階それぞれに基準を設定します(第2段階:650万円、第3段階①:550万円、第3段階②:500万円)。

なお、第2号被保険者は、若年性認知症等により長期入所が考えられるため、現行の基準(1,000万円以下)どおりです。また、夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は、現行の基準(1,000万円)どおりです。

利用者負担段階	対象となる条件	資産基準
第1段階	<ul style="list-style-type: none">生活保護受給者世帯全員が市町村民非課税である老齢福祉年金受給者	預貯金等が 単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none">世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	預貯金等が 単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下
第3段階①	<ul style="list-style-type: none">世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	預貯金等が 単身で550万円以下 夫婦で1,550万円以下
第3段階②	<ul style="list-style-type: none">世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	預貯金等が 単身で500万円以下 夫婦で1,500万円以下
第4段階	<ul style="list-style-type: none">世帯に課税者がいる者市町村民税本人課税者	—

(2) 高額介護（介護予防）サービス費の見直し

介護保険制度の高額介護サービス費の自己負担限度額は、制度創設時から医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されています。この高額介護サービス費について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせて見直します。

この高額介護サービス費について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者のうち、年収 770 万円以上の者と年収約 1,160 万円以上の者について、世帯の上限額を現行の 44,400 円からそれぞれ 93,000 円、140,100 円とします。

介護保険の自己負担限度額 (月額)	
収入要件	世帯の上限額
①年収約 1,160 万円以上	140,100 円
②年収約 770 万～約 1,160 万円	93,000 円
③年収約 383 万～約 770 万円	44,400 円
一般（住民税課税世帯で現役並み以外）	44,400 円
市町村民税世帯非課税等	24,600 円
年金 80 万円以下等	15,000 円

第5章 地域支援

第1節 地域支援事業

1 地域支援事業の概要

要介護・要支援状態になることを予防するとともに、介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で生きがいや役割をもって、安心して生活を営むことができるよう、高齢者の方や家族を支援する事業を行っています。

包括支援センターを中心に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に受けられる（地域包括ケアシステム）町づくりを目指し、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」を柱に事業を推進してきました。

第8期計画においては、これらの取組に加え、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、地域支援事業の更なる充実を図ります。

地 域 支 援 事 業	介護予防・日常生活支援総合事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス（現行相当訪問型サービス、訪問型サービスA） ・通所型サービス（現行相当通所型サービス、通所型サービスA） ・介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（個別プラン作成等） ○一般介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・はつらつ健康体操教室 ・コツコツ貯筋教室 ・パワーアップ貯筋教室 ・介護予防事業二輪草 ・保健事業と介護予防の一体的実施
	包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援 ・権利擁護 ・包括的・継続的ケアマネジメント ・地域ケア会議 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症施策推進事業
	任意事業 ○介護給付費等適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他事業

2 地域支援事業の実績及び見込み

地域支援事業費は、平成30年度47,241千円、令和元年度44,958千円となっており、対前年度増減率は-4.8%の減少となっています。

今後、高齢者人口の増加、また、地域支援事業の充実・推進による元気高齢者の増加を見込み、令和5年度には、51,862千円を見込んでいます。

第7期 実績

(単位：千円)

区分		H30年度	R1年度	R2年度(見込)
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	23,278	22,284	22,594
	包括的支援事業	13,261	14,387	12,375
	任意事業	10,702	8,287	10,758
	合計	47,241	44,958	45,727

第8期 推計

(単位：千円)

区分		R3年度	R4年度	R5年度
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	23,373	23,580	23,780
	包括的支援事業	13,209	13,210	13,210
	任意事業	14,867	14,872	14,872
	合計	51,449	51,662	51,862

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

・介護予防・生活支援サービス事業

高齢化が進行していく中、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らし
ていけるよう支援する事業です。

要支援認定者や基本チェックリスト該当者(事業対象者)が受けられるサービスで、
効率良く、短期間にサービスが導入できます。

※町が認めた場合、要介護認定者の総合事業の利用が可能となる場合があります

ア 訪問型サービス事業

要支援認定者と事業対象者及び町が必要と認めた要介護認定者に対し、在宅で自
立した生活が送れるよう、訪問介護のサービスを提供します。

○現行相当訪問型サービス

年度		利用者数 (実人数)	事業費 (千円)	財源内訳			
				介護保険		利用料	町からの 単独分
				1号 保険料	公費等		
実績	H30年度	5	581	134	447	0	0
	R1年度	3	662	152	510	0	0
見込み	R2年度	4	400	92	308	0	0
計画	R3年度	5	430	99	331	0	0
	R4年度	6	460	106	354	0	0
	R5年度	7	490	113	377	0	0

○訪問型サービスA

年度		利用者数 (実人数)	事業費 (千円)	財源内訳			
				介護保険		利用料	町からの 単独分
				1号 保険料	公費等		
実績	H30年度	3	190	44	146	0	0
	R1年度	4	173	40	133	0	0
見込み	R2年度	2	180	41	139	0	0
計画	R3年度	3	190	44	146	0	0
	R4年度	4	200	46	154	0	0
	R5年度	5	210	48	162	0	0

イ 通所型サービス事業

要支援認定者と事業対象者及び町が必要と認めたと要介護認定者に対し、在宅で自立した生活が送れるよう、通所介護のサービスを提供します。

○現行相当通所型サービス

年度		利用者数 (実人数)	事業費 (千円)	財源内訳			
				介護保険		利用料	町からの 単独分
				1号 保険料	公費等		
実績	H30年度	9	3,378	777	2,601	0	0
	R1年度	10	2,568	591	1,977	0	0
見込み	R2年度	9	2,600	598	2,002	0	0
計画	R3年度	10	2,680	616	2,064	0	0
	R4年度	11	2,760	635	2,125	0	0
	R5年度	12	2,840	653	2,187	0	0

○通所型サービスA

年度		利用者数 (実人数)	事業費 (千円)	財源内訳			
				介護保険		利用料	町からの 単独分
				1号 保険料	公費等		
実績	H30年度	11	1,564	360	1,204	0	0
	R1年度	8	1,623	373	1,250	0	0
見込み	R2年度	6	1,600	368	1,232	0	0
計画	R3年度	7	1,640	377	1,263	0	0
	R4年度	8	1,680	386	1,294	0	0
	R5年度	9	1,720	396	1,324	0	0

ウ 介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

要支援認定者と事業対象者及び町が必要と認めた要介護認定者に対し、適切な介護予防サービスなどを利用できるよう支援し、個別のケアプランを作成します。

○介護予防支援

年度		件数	事業費 (千円)	財源内訳
				介護保険 サービス計画費収入
実績	H30年度	351	1,533	1,533
	R1年度	444	1,963	1,963
見込み	R2年度	440	1,900	1,900
計画	R3年度	440	1,900	1,900
	R4年度	445	1,920	1,920
	R5年度	450	1,940	1,940

○介護予防ケアマネジメント

年度		件数	事業費 (千円)	財源内訳			
				介護保険		利用料	町からの 単独分
				1号 保険料	公費等		
実績	H30年度	85	366	84	282	0	0
	R1年度	52	224	52	172	0	0
見込み	R2年度	63	271	62	209	0	0
計画	R3年度	65	280	64	216	0	0
	R4年度	70	300	69	231	0	0
	R5年度	75	320	74	246	0	0

・一般介護予防事業

介護予防実施者に対して、要介護・要支援状態にならないよう運動機能及び心身機能の維持向上のための介護予防教室を行っています。

また、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。国保データベース（KDB）システムにより把握した健康課題を基に、後期高齢者に対する疾病予防（運動、口腔、栄養、社会参加等）の取組や、介護予防教室への参加など、保健事業と介護予防の一体的実施を行います。

各介護予防教室

- ・はつらつ健康体操教室（筋力・活動力向上）
- ・コツコツ貯筋教室（理学療法士による体操・個別評価、管理栄養士・保健師による健康教育）
- ・パワーアップ貯筋教室（健康・体力維持、筋力向上）
- ・介護予防事業二輪草（心身機能の維持・向上）

○各介護予防教室

年度	回数	延べ人数	事業費 (千円)	財源内訳				
				介護保険		利用料	町からの 単独分	
				1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	154	2,571	15,666	3,551	11,888	0	227
	R1年度	135	2,440	15,071	3,426	11,472	0	173
見込み	R2年度	119	2,500	15,643	3,554	11,896	0	193
計画	R3年度	158	2,600	16,253	3,694	12,366	0	193
	R4年度	158	2,700	16,260	3,695	12,372	0	193
	R5年度	158	2,800	16,260	3,695	12,372	0	193

(2) 包括的支援事業

・ 地域包括支援センターの運営

介護予防の実施や包括的支援、総合相談支援等のケアマネジメントにより、保健・福祉・医療など様々なサービスを受けられるよう調整を図り、高齢者の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

ア 専門職種の配置

- ・保健師
- ・主任介護支援専門員

イ 総合相談支援

- ・保健・福祉・医療、その他生活に関する様々な相談対応
- ・地域における様々な関係者とのネットワークの構築に関する事
- ・独居・高齢者世帯等の高齢者の実態把握に関する事
- ・総合相談に関する事

ウ 権利擁護

- ・成年後見制度の利用支援に関する事
- ・高齢者虐待への対応に関する事
- ・老人福祉施設等への措置に関する事
- ・困難事例への対応に関する事
- ・消費者被害の防止に関する事

エ 包括的・継続的ケアマネジメント

- ・包括的・継続的なケア体制の構築に関する事
- ・地域における介護支援専門員に対する個別指導・相談に関する事
- ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言に関する事

オ 地域ケア会議

- ・地域ケア会議の開催を通じ、高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を行い、地域包括ケアシステムの構築を行います。

○相談・支援・調整・調査・運営

年度	件数	人数 (職員)	事業費 (千円)	財源内訳				
				介護保険		利用 料	町からの 単独分	
				1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	2,936	3	13,261	0	5,265	0	7,996
	R1年度	2,972	3	14,387	0	5,855	0	8,532
見込み	R2年度	2,980	3	12,375	0	4,974	0	7,401
計画	R3年度	2,985	3	13,209	0	5,309	0	7,900
	R4年度	2,990	3	13,210	0	5,310	0	7,900
	R5年度	2,995	3	13,210	0	5,310	0	7,900

・在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護の関係者が連携して、在宅医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。ケアカフェ（南佐久郡内の地域包括支援センター、保険者、介護従事者、医療関係者等の情報交換・共有の場）を開催しています。

・生活支援体制整備事業

高齢者の多様な日常生活を支える仕組みを充実させ、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域づくりを進めるため、生活支援体制整備事業を実施しています。

・認知症施策推進事業

認知症又は認知症の疑いのある方が、いつまでもその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのために、総合的な支援を行う事業です。

各認知症施策

- ・認知症初期集中支援事業
- ・認知症地域支援推進員の活動
- ・認知症サポーター等養成事業
- ・おしゃべりカフェ

(3) 任意事業

ア 介護給付費等適正化事業

介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度を維持するためには、高齢者の自立支援と尊厳の保持を図りながらも、限られた財源と資源をより重点的・効率的に活用していくことが求められます。

そこで町では、第7期計画に引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5事業を中心に介護給付の適正化に取り組みます。

年度	取組
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">・要介護認定の適正化・ケアプラン点検・住宅改修・福祉用具実態調査・医療情報との突合・縦覧点検
令和元年度	<ul style="list-style-type: none">・要介護認定の適正化・ケアプラン点検・住宅改修・福祉用具実態調査・医療情報との突合・縦覧点検
令和2年度	<ul style="list-style-type: none">・要介護認定の適正化・ケアプラン点検・住宅改修・福祉用具実態調査・医療情報との突合・縦覧点検

○第8期計画における目標・取組

要介護認定の適正化
要介護認定調査の結果について、認定調査を委託している佐久地域広域連合と連携して点検を実施するとともに、正確な認定調査を行うための研修会への参加により、認定調査員の資質向上を図ります。
ケアプラン点検
利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるかに着目した点検や事例調査、面談等を行い、介護支援専門員の資質向上を図ります。
住宅改修・福祉用具実態調査
<ul style="list-style-type: none">・住宅改修の点検 住宅改修については、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な工事を防ぐため、事前申請の時点で見積書や改修予定箇所の写真等を確認することで、改修工事の有効性について審査を行います。また、完了後についても提出書類や竣工写真等を確認し、疑義が生じた場合は訪問調査を実施します。・福祉用具購入・貸与調査 福祉用具購入については、領収書やカタログによる確認と過去の購入履歴との照合を行い、その必要性や利用状況等に疑義が生じた場合は、介護支援専門員や販売事業者に対する問い合わせ、受給者宅の訪問調査を実施します。
医療情報との突合・縦覧点検
<ul style="list-style-type: none">・医療情報との突合 医療と介護の重複請求を排除するためには、受給者の国民健康保険又は後期高齢者医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の確認を行う必要があります。本町では、医療情報との突合処理を国保連合会へ委託し、「医療情報突合リスト」の点検を行います。・縦覧点検 縦覧点検とは、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことです。本町では、国保連合会への業務委託により点検・確認を実施し、不適切な給付があった場合は、介護報酬の返還を求めます。また、疑義が生じた場合は担当の介護支援専門員等への問い合わせを行い、必要に応じて指導を行います。
介護給付費通知
過不足のない適切なサービスの利用を促すためには、受給者やその家族に対してサービスの利用状況と自己負担額について見直す機会を提供することが必要です。町では、年2回、3カ月分のサービス利用状況を記載した介護給付費通知の作成を国保連合会に委託し、本人又は家族に送付します。

イ 家族介護支援事業

○家族介護教室、介護者会

高齢者を介護している家族などに対し、介護の知識・技術の取得や介護者本人の健康づくりについても学ぶ教室を開催しています。また、介護者同士の交流会と情報交換を行い、介護から一時的に開放し、心身のリフレッシュを図ります。

○対象：高齢者を介護している家族など

年度	回数	延べ人数	事業費 (千円)	財源内訳				
				介護保険		利用料	町からの 単独分	
				1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	5	63	119	27	92	0	0
	R1年度	4	57	39	9	30	0	0
見込み	R2年度	2	60	400	92	308	0	0
計画	R3年度	5	60	400	92	308	0	0
	R4年度	5	60	400	92	308	0	0
	R5年度	5	60	400	92	308	0	0

○介護用品支給事業

介護用品（紙おむつ、尿取りパット、清拭剤等）と引き換えできる介護商品券の支給と、介護用品の貸し出しを行い介護の支援をします。

○対象：要介護4以上の在宅高齢者であり、町民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族

年度	実人数	事業費 (千円)	財源内訳				
			介護保険		利用料	町からの 繰入	
			1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	6	180	41	139	0	0
	R1年度	9	249	57	192	0	0
見込み	R2年度	7	210	48	162	0	0
計画	R3年度	10	300	69	231	0	0
	R4年度	10	300	69	231	0	0
	R5年度	10	300	69	231	0	0

○生活管理指導員派遣事業

日常生活に援助が必要な方に対して指導員（ヘルパー）を派遣し、基本的な生活習慣の確立と自立を図ります。

○対象：65歳以上の要介護・要支援認定者、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯

年度	回数	事業費 (千円)	財源内訳				
			介護保険		利用料	町からの繰入	
			1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	9	14	0	0	2	12
	R1年度	0	0	0	0	0	0
見込み	R2年度	3	6	0	0	1	5
計画	R3年度	20	30	0	0	6	24
	R4年度	20	30	0	0	6	24
	R5年度	20	30	0	0	6	24

○生活管理短期宿泊事業

養護老人ホーム等の空きベッドを活用し、日常生活に支援が必要な高齢者を一時的に宿泊させ、生活習慣の確立や指導を行うとともに体調調整を図ります。

○対象：65歳以上の要介護・要支援認定者、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯

年度	日数	事業費 (千円)	財源内訳				
			介護保険		利用料	町からの繰入	
			1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	0	0	0	0	0	0
	R1年度	6	28	0	0	6	22
見込み	R2年度	30	138	0	0	22	116
計画	R3年度	30	138	0	0	34	104
	R4年度	30	138	0	0	34	104
	R5年度	30	138	0	0	34	104

ウ その他事業

○外出支援事業

移送用特殊車両を用いて、居宅から官公庁や金融機関、在宅福祉サービスの提供場所、医療機関等までの送迎を行います。

○対象：歩行が困難な方で、屋外での移動に支援が必要な方

年度	件数	事業費 (千円)	財源内訳				
			介護保険		利用料	町からの繰入	
			1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	273	431	0	0	0	431
	R1年度	197	390	0	0	0	390
見込み	R2年度	260	600	0	0	0	600
計画	R3年度	270	1,500	0	0	0	1,500
	R4年度	270	1,500	0	0	0	1,500
	R5年度	270	1,500	0	0	0	1,500

○入浴サービス事業

高齢者で在宅での入浴が困難な方や希望者に入浴サービスを行い、衛生的な生活を支援します。

○対象：65歳以上の方

年度	件数	事業費 (千円)	財源内訳				
			介護保険		利用料	町からの繰入	
			1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	2,426	1,213	279	934	0	0
	R1年度	2,857	1,429	329	1,100	0	0
見込み	R2年度	2,400	1,200	276	924	0	0
計画	R3年度	2,410	3,300	759	2,541	0	0
	R4年度	2,410	3,300	759	2,541	0	0
	R5年度	2,410	3,300	759	2,541	0	0

○緊急時体制支援事業

一人暮らし高齢者の急病など有事の際に、親戚、消防署、医療機関等に通報できるシステムを設置します。

○対象：65歳以上の要介護・要支援認定者、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯

年度	実人数	事業費 (千円)	財源内訳				
			介護保険		利用料	町からの繰入	
			1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	7	192	0	0	41	151
	R1年度	8	189	0	0	102	87
見込み	R2年度	11	220	0	0	114	106
計画	R3年度	12	270	0	0	144	126
	R4年度	12	270	0	0	144	126
	R5年度	12	270	0	0	144	126

○配食安否確認事業

健康で自立した生活を送ることができるよう、食事の準備が困難な方に対し栄養バランスのとれた食事の提供と、居宅訪問による安否確認を行い在宅生活継続のための支援を行います。

○対象：65歳以上の要介護・要支援認定者、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯

年度	件数	事業費 (千円)	財源内訳				
			介護保険		利用料	町からの繰入	
			1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	9,455	5,115	1,176	3,939	0	0
	R1年度	10,833	2,708	623	2,085	0	0
見込み	R2年度	12,300	3,075	707	2,368	0	0
計画	R3年度	13,400	3,350	771	2,579	0	0
	R4年度	13,400	3,350	771	2,579	0	0
	R5年度	13,400	3,350	771	2,579	0	0

○高齢者支援住宅運営委託事業

(ア) 高齢者支援住宅（高齢者支援ハウス） 8室（定員 10名）

独立して生活することに不安のある高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう、介護支援機能、住宅機能、交流機能を総合的に支援します。

○対象：概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者や夫婦のみの世帯で、住宅事情や家族の援助を受けることが困難で、独立して生活することに不安のある方

(イ) やすらぎの家 5室（定員 5名）

やすらぎ園隣接の福祉専用住宅に各種相談支援機能、地域との交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が自立し安心して生活できるように支援します。

○対象：概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者や夫婦のみの世帯で、住宅事情や家族の援助を受けることが困難で、独立して生活することに不安のある方

年度	高齢者支援住宅 (実人数)	やすらぎの家 (実人数)	事業費 (千円)	財源内訳				
				介護保険		利用料	町からの 単独分	
				1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	7	3	1,000	0	0	0	1,000
	R1年度	7	3	1,000	0	0	0	1,000
見込み	R2年度	8	5	1,875	0	0	0	1,875
計画	R3年度	8	5	2,584	0	0	0	2,584
	R4年度	8	5	2,584	0	0	0	2,584
	R5年度	8	5	2,584	0	0	0	2,584

○福祉用具貸与事業

介護保険を受給しない高齢者を中心に必要な福祉用具（ベッド、ポータブルトイレ、吸引器等）を貸与し、自立した生活が営めるよう支援します。

○対象：要支援認定者及び要介護 1 の方、自立高齢者

年度	実人数	事業費 (千円)	財源内訳				
			介護保険		利用料	町からの 繰入	
			1号 保険料	公費等			
実績	H30年度	68	183	0	0	183	0
	R1年度	53	279	0	0	279	0
見込み	R2年度	50	494	0	0	494	0
計画	R3年度	55	275	0	0	275	0
	R4年度	55	275	0	0	275	0
	R5年度	55	275	0	0	275	0

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族や身寄りがない、虐待を受けているなどの理由により、親族などによる後見等開始の審判の申立が行えない場合、町長による申立を行います。また、費用の助成を受けなければ制度利用が困難な方について、審判の請求助成及びその他必要な支援を行います。

また、地域連携ネットワークにおいて、全体のコーディネートを行う中核機関を令和3年4月に設置します。中核機関の業務や役割分担は、佐久圏域の11市町村・さく成年後見支援センター・佐久広域連合の3機関において、既存の役割や仕組みを活用し、連携を図りつつ段階的に整備します。

○対象：高齢者及び家族等

年度		実人数	事業費 (千円)	財源内訳			
				介護保険		利用料	町からの 繰入
				1号 保険料	公費等		
実績	H30年度	1	7	0	0	0	7
	R1年度	0	0	0	0	0	0
見込み	R2年度	0	0	0	0	0	0
計画	R3年度	1	200	0	0	0	200
	R4年度	1	200	0	0	0	200
	R5年度	1	200	0	0	0	200

○その他補助事業

長寿を祝福するとともに、ご近所や地域との交流を深めながら行う敬老会などの経費の一部を補助します。また、常時紙おむつ等を使用している方へ補助を行い、本人やご家族の負担軽減を図ります。

○対象：高齢者及び家族等

年度		実人数	事業費 (千円)	財源内訳			
				介護保険		利用料	町からの 繰入
				1号 保険料	公費等		
実績	H30年度	1,037	2,248	0	350	0	1,898
	R1年度	1,030	1,976	0	350	0	1,626
見込み	R2年度	1,853	2,540	0	350	0	2,190
計画	R3年度	1,860	2,520	0	350	0	2,170
	R4年度	1,860	2,525	0	350	0	2,175
	R5年度	1,860	2,525	0	350	0	2,175

第6章 高齢者福祉

第1節 高齢者支援事業（一般会計）の実績及び見込み

ア ボランティア支援事業（ボランティア団体活動支援事業）

ボランティア団体の活動費の一部を助成し、ボランティア活動の支援を行います。

○対象：ボランティア連絡協議会登録団体

年度	団体数	事業費 (千円)	財源内訳			
			国・県	利用料	一般財源	
実績	H30年度	16	135	0	0	135
	R1年度	16	265	0	0	265
見込み	R2年度	14	330	0	0	330
計画	R3年度	14	330	0	0	330
	R4年度	14	330	0	0	330
	R5年度	14	330	0	0	330

イ 高齢者地域支え合い事業（老人クラブ活動助成事業）

単位老人クラブや連合会の活動費の一部を助成し、リーダー育成、ボランティア活動等の推進及び老人クラブ連合会主催の介護予防事業、健康づくり事業を実施します。

○対象：老人クラブ連合会及び単位クラブ

年度	団体数	会員数	事業費 (千円)	財源内訳			
				国・県	利用料	一般財源	
実績	H30年度	9	324	743	451	0	292
	R1年度	9	318	742	451	0	291
見込み	R2年度	8	268	706	433	0	273
計画	R3年度	8	270	706	433	0	273
	R4年度	8	270	706	433	0	273
	R5年度	8	270	706	433	0	273

ウ 高齢者住宅改良助成事業

高齢者の居住環境を改善し自立した生活が送れるよう支援し、在宅生活の向上及び介護者の負担軽減を図ります。

○対象：65歳以上の要介護・要支援認定者及び町長が必要と認めた者で、前年度所得税額の合算額が8万円以下の世帯の方

年度	件数	事業費 (千円)	財源内訳			
			国・県	利用料	一般財源	
実績	H30年度	3	922	461	0	461
	R1年度	2	495	247	0	248
見込み	R2年度	1	254	127	0	127
計画	R3年度	3	1,080	540	0	540
	R4年度	3	1,080	540	0	540
	R5年度	3	1,080	540	0	540

エ 高齢者祝金事業

高齢者の長寿を祝い、高齢者祝金を贈呈しています。

○対象：町内に住所を有し、該当年度に77歳又は100歳を迎える方

年度	実人数	事業費 (千円)	財源内訳			
			国・県	利用料	一般財源	
実績	H30年度	70・4	390	0	0	390
	R1年度	55・5	325	0	0	325
見込み	R2年度	64・5	370	0	0	370
計画	R3年度	69・6	405	0	0	405
	R4年度	45・6	285	0	0	285
	R5年度	75・6	435	0	0	435

才 養護老人ホーム措置事業

在宅での生活が困難で、経済的にも救済が必要な高齢者の養護老人ホームへの措置を行います。

○対象：原則 65 歳以上で身体、精神又は環境上の理由があり、経済的にも救済が必要な在宅生活が困難な高齢者

年度		実人数	事業費 (千円)	財源内訳		
				国・県	利用料	一般財源
実績	H30年度	5	12,165	0	2,846	9,319
	R1年度	3	7,745	0	1,862	5,883
見込み	R2年度	3	7,149	0	1,750	5,399
計画	R3年度	3	7,900	0	1,800	6,100
	R4年度	3	7,900	0	1,800	6,100
	R5年度	3	7,900	0	1,800	6,100

力 在宅医療に対する往診等に係る交通費補助金支給事業

高齢者及び心身障がい者等が在宅療養等によって通院できず、医療機関の往診等を受けたときに、医療機関に支払う交通費に対して補助を行い、在宅療養者の負担の軽減と在宅福祉の推進を図ります。

○対象：高齢者、心身障がい者等で往診、訪問診療、訪問看護を受けた方

※5km まで 275 円、10km まで 550 円

年度		延べ 人数	件数	事業費 (千円)	財源内訳		
					国・県	利用料	一般財源
実績	H30年度	1,134	2,504	836	0	0	836
	R1年度	995	2,000	684	0	0	684
見込み	R2年度	1,010	2,040	724	0	0	724
計画	R3年度	1,050	2,100	760	0	0	760
	R4年度	1,050	2,100	760	0	0	760
	R5年度	1,050	2,100	760	0	0	760

キ 介護保険特別地域加算に係る利用者負担減免事業

社会福祉法人が、特別地域加算に相当する利用料について減免を行った場合にその減額を実施した法人に対して助成します。

○対象：要介護被保険者又は居宅要支援被保険者のうち、前年度町民税非課税で、他の制度により利用料の減免を受けていない方

	年度	件数	事業費 (千円)	財源内訳		
				国・県	利用料	一般財源
実績	H30年度	35	145	108	0	37
	R1年度	31	107	80	0	27
見込み	R2年度	33	110	82	0	28
計画	R3年度	37	150	112	0	38
	R4年度	37	150	112	0	38
	R5年度	37	150	112	0	38

ク 介護保険町単利用者負担額助成事業

介護保険の円滑な実施を図るため、介護サービスの利用者に対し、利用者負担額の一部を助成します。

○対象：要介護被保険者、要支援被保険者、現行相当サービス利用者のうち、指定居宅サービスを利用した者とし、前年度分の町民税非課税世帯に属する方

	年度	実人員	件数	事業費 (千円)	財源内訳		
					国・県	利用料	一般財源
実績	H30年度	128	1,049	5,655	0	0	5,655
	R1年度	120	874	5,428	0	0	5,428
見込み	R2年度	135	1,101	6,516	0	0	6,516
計画	R3年度	141	1,156	6,840	0	0	6,840
	R4年度	148	1,213	7,183	0	0	7,183
	R5年度	155	1,273	7,542	0	0	7,542

ケ シルバー人材活用事業

地域の老人力（経験技術知恵、伝承等）を活かすために支援し、高齢者が地域を活性化し、支えるシステムを作ります。

○対象：一般高齢者

年度	登録者数	事業費 (千円)	財源内訳			
			国・県	利用料	一般財源	
実績	H30年度	88	1,450	0	0	1,450
	R1年度	82	1,494	0	0	1,494
見込み	R2年度	71	1,477	0	0	1,477
計画	R3年度	70	1,450	0	0	1,450
	R4年度	70	1,450	0	0	1,450
	R5年度	70	1,450	0	0	1,450

コ タクシー利用助成事業

高齢者や障がい者の交通弱者の交通手段を確保することにより住民福祉の増進を図ります。平成24年10月から実施

○対象：町内に住所を有する75歳以上の方及び障害者手帳等所持者

年度	実人数	枚数	事業費 (千円)	財源内訳			
				国・県	利用料	一般財源	
実績	H30年度	303	6,458	6,791	0	1,939	4,852
	R1年度	297	6,223	6,556	0	1,845	4,711
見込み	R2年度	273	5,540	5,811	0	1,645	4,166
計画	R3年度	320	6,500	7,826	0	1,950	5,876
	R4年度	320	6,720	8,064	0	2,016	6,048
	R5年度	330	6,930	8,316	0	2,079	6,237

サ 高齢運転者の交通事故防止対策補助金

高齢ドライバーの事故防止対策として、安全運転支援装置の搭載された車両、または後付けで安全運転支援装置を搭載する者に補助金を交付します。令和2年度からはじまった制度です。

○対象：町内に住所を有し、現に居住する自動車運転免許保有者で満70歳以上の方

年度		件数	事業費 (千円)	財源内訳		
				国・県	利用料	一般財源
見込み	R2年度	2	97	0	0	97
計画	R3年度	12	600	0	0	600
	R4年度	12	600	0	0	600
	R5年度	12	600	0	0	600

シ 元気高齢者支援事業

高齢者の健康増進及び介護予防を目的とし、長年健康維持に努めた高齢者の更なる健康増進及び介護予防の推進を図ります。

○対象：町内に住所を有する満85歳以上の要介護・要支援認定を受けていない方

年度		人数	事業費 (千円)	財源内訳		
				国・県	利用料	一般財源
実績	R1年度	227	1,135	0	0	1,135
見込み	R2年度	227	1,135	0	0	1,135
計画	R3年度	235	1,175	0	0	1,175
	R4年度	235	1,175	0	0	1,175
	R5年度	235	1,175	0	0	1,175

ス 社会福祉センター（やすらぎ園）運営事業

心身の健康の保持及び生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ります。

（ア）付託作業所

作業等の社会的活動の場を提供、陶芸教室等

対象：概ね60歳以上の高齢者

（イ）サービスセンター

虚弱老人、寝たきり老人及び認知症老人等の福祉の増進及び自立の促進とその家族の負担の軽減を図ります。

セ 介護人材の確保及び介護分野における業務の効率化

介護人材の確保については、長野県や近隣市町村と連携・協調しながら、「入職促進」「資質向上」「定着支援（離職防止）」の総合的・中長期的な視点で取り組みを行います。

(1) 介護事業者との協議の場

町内の介護サービス事業所等と協議を行い、各事業者における人材の充足状況等を把握するとともに、元気高齢者や潜在有資格者等を含めた人材活用、必要な支援策等について検討していきます。

(2) 事業者の自主的な取り組みの支援

介護職員の資質向上や定着で成果を出している全国の先進的な事例等の情報提供のほか、長野県福祉・介護人材確保ネットワーク会議が作成した「長野県版キャリアパスモデル」等の普及を図り、事業者の自主的な取組を促します。

(3) 介護現場の生産性向上

介護現場における介護ロボットやICTの導入について事業者への情報提供や啓発を行い、事業者が希望する場合は、長野県との連携を図りながら地域医療介護総合確保基金事業を活用して導入を進めます。

また、介護分野の文書に係る事務負担軽減のため、国が示す方針に基づき申請様式の簡素化・標準化を進めていきます。

ソ 防災対策・災害時の要配慮者支援対策

災害発生時等の要配慮者に対する避難支援は、自助と地域の共助を基本とし、要配慮者や避難支援者への情報伝達を速やかに行うとともに、避難が必要な場合は、避難場所への誘導を行えるよう防災訓練等の実施を推進します。

また、小海町防災計画に基づき介護保険事業所等の福祉避難所での緊急受入を行うとともに、物資の調達や供給等の支援を受け、安心・安全な生活を確保します。

要配慮者の把握については、支え合いマップ等の更新を進め、災害発生時には状況把握や安否確認を身近な地域において行えるような仕組みを確立します。

○介護サービス事業所等の災害・感染症対策

地震や風水害等の自然災害、新型コロナウイルス等の感染症のリスクに対して、事前の備えを充実させるとともに、有事の際の対応力強化を図ります。

(1) 介護サービス事業所の非常災害時の体制整備

介護サービス事業所等で義務付けられている非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）の作成状況と避難訓練の実施状況について確認を行い、取組が確認できない場合は指導・助言を行います。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある介護保険施設等については、避難確保計画が作成され、この計画に基づいて避難訓練が実施されるよう指導していきます。

(2) 感染拡大防止策の周知啓発

介護保険施設等に対しては、メール等で適宜感染症に関する注意喚起を行うとともに、国や県からの指針や要請等の情報を迅速に伝達し、感染拡大防止策の周知啓発を図ります。

(3) 衛生用品等の備蓄・調達・輸送体制の整備

本町では、介護保険施設等での感染症発生に備えて衛生用品の備蓄を進め、必要に応じて施設等へ配布を行います。また、県と連携し、衛生用品の調達・輸送体制の整備に努めます。

(4) 事業所間の応援・連携体制の確立

入所・入居施設等で感染症が発生した場合の職員不足に備えるため、町内の施設等に対して県等が実施する「高齢者福祉施設等応援職員派遣支援事業」への登録を推進します。

また、通所系サービスの事業所で感染症が発生した場合に必要な介護サービスが提供されるよう、町内事業所間で一時的に利用者の受入れを行える体制を整備します。

第7章 介護保険料の見込み

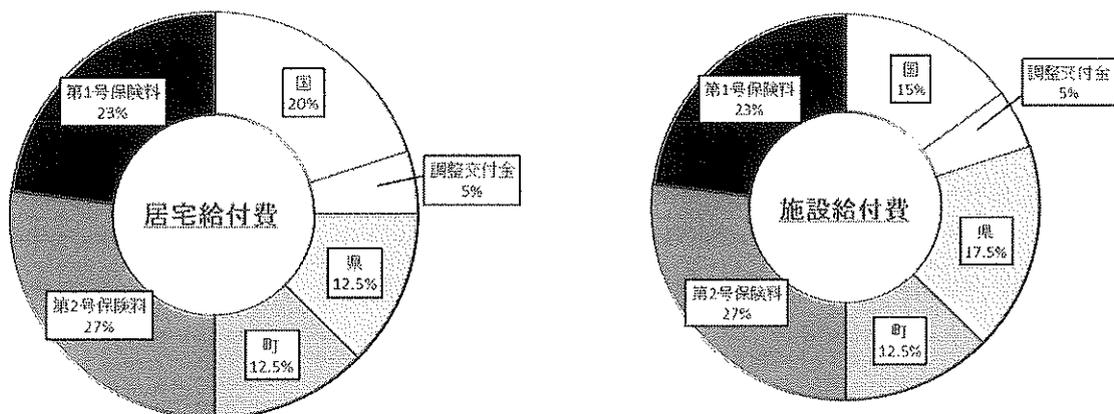
第1節 介護保険料算出の考え方

介護保険給付費の財源の負担割合は、国 25%（施設給付費分は 20%）、県 12.5%（施設給付費分は 17.5%）、市町村 12.5%、40～64 歳までの第 2 号被保険者 27%、65 歳以上の第 1 号被保険者 23%の負担率となっています。

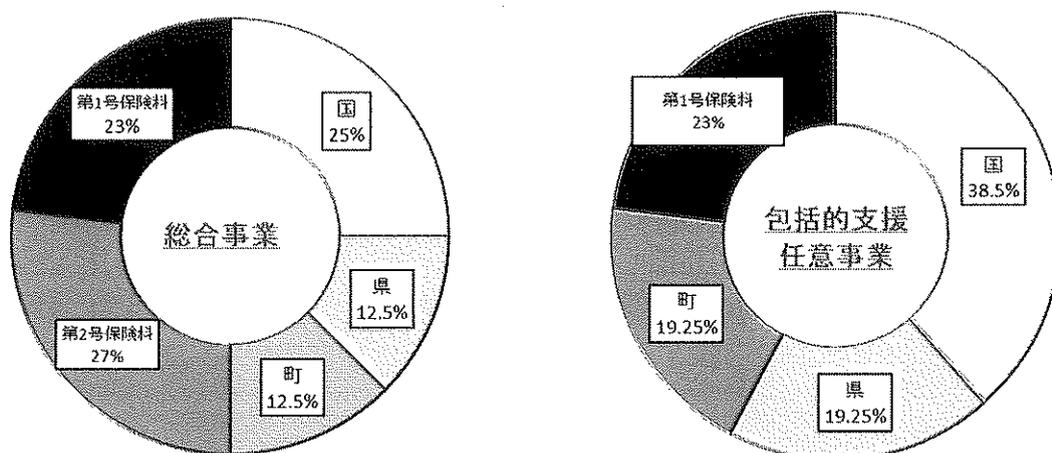
なお、国が負担する 25%のうち 5%の部分は調整交付金で、第 1 号被保険者の年齢構成及び所得水準に応じた率により調整され交付されます。

地域支援事業の財源の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業として、国 25%、県 12.5%、市町村 12.5%、40～64 歳までの第 2 号被保険者 27%、65 歳以上の第 1 号被保険者 23%の負担率となっています。また、介護予防・日常生活支援総合事業以外については、国 38.5%、県 19.25%、市町村 19.25%、65 歳以上の第 1 号被保険者 23%となります。

○介護給付費の負担区分



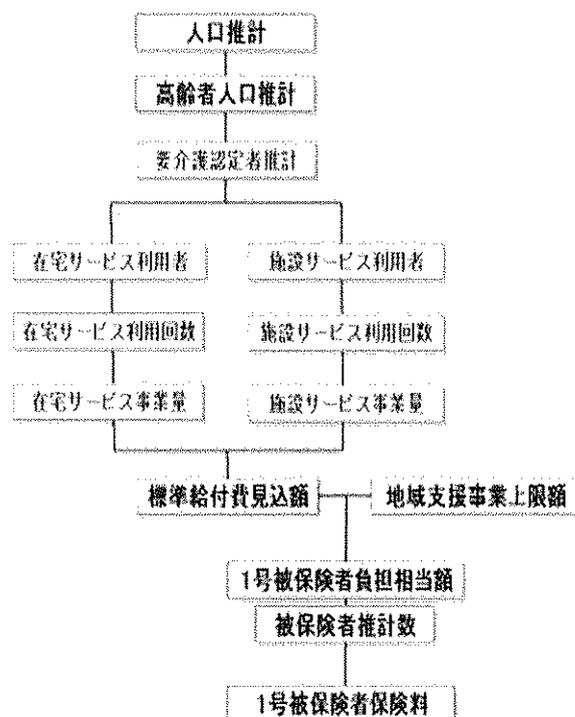
○地域支援事業の負担区分



第1号被保険者の介護保険料は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年の介護保険給付費の見込額、地域支援事業の介護保険負担額、第1号被保険者数などにより算定します。

なお、保険料の段階については、国が示す標準に基づき、9段階とします。

- 1 介護保険の標準負担額見込み額は、以下の手順で算出されます。
 - ① 人口推計をもとに高齢者人口を推計し、各年度の要支援・要介護者の推計をします。
 - ② 在宅サービス・施設サービス利用者数、各サービスの利用回数・実績等を基礎に推計します。
 - ③ 事業量について、利用実績や今後の需要量を基礎に推計します。
 - ④ 求められた事業量にサービス単価を乗じ、標準給付費見込額を算出します。
- 2 各年度の標準給付見込み額から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業の事業費の事業費を推計します。
- 3 計画3年間の被保険者数(所得金額等により補正された人数)で1号被保険者負担相当額を除いて第8期介護保険事業計画年度1月当たりの保険料を算出します。



第2節 介護保険事業費の見込額

各サービスごとの計画期間の介護保険給付費見込額及び標準給付費見込額は次のとおりです。
今後の報酬改定により数字が変更となる場合があります。

1 居宅・施設サービス給付費の推計

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間計
居宅介護サービス	259,328	273,296	284,379	817,003
訪問系サービス	108,325	110,132	110,368	328,825
訪問介護	78,475	80,144	80,144	238,763
訪問入浴介護	200	200	200	600
訪問看護	29,000	29,138	29,374	87,512
訪問リハビリテーション	650	650	650	1,950
通所系サービス	45,730	45,730	45,730	137,190
通所介護	17,080	17,080	17,080	51,240
通所リハビリテーション	28,650	28,650	28,650	85,950
その他サービス	105,273	117,434	128,281	350,988
短期入所生活介護	6,178	7,302	8,560	22,040
短期入所療養介護	32,456	32,456	39,729	104,641
特定施設入居者生活介護	10,500	19,247	21,428	51,175
福祉用具貸与	18,400	18,400	18,400	55,200
居宅療養管理指導	3,239	3,384	3,519	10,142
介護サービス計画	34,500	36,645	36,645	107,790
地域密着型サービス	78,900	80,478	82,087	241,465
地域密着型通所介護	78,900	80,478	82,087	241,465
施設介護サービス	237,816	250,034	254,124	741,974
介護老人福祉施設	142,126	145,821	148,883	436,830
介護老人保健施設	90,110	98,633	99,661	288,404
介護療養型医療施設	5,580	5,580	5,580	16,740
その他	1,600	1,600	1,600	4,800
福祉用具購入	400	400	400	1,200
住宅改修	1,200	1,200	1,200	3,600
合計	577,644	605,408	622,190	1,805,242

2 居宅・施設サービス給付費の推計

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間計
予防介護サービス	15,074	15,090	15,090	45,254
訪問系サービス	5,634	5,634	5,634	16,902
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,524	5,524	5,524	16,572
介護予防訪問リハビリテーション	110	110	110	330
通所系サービス	5,200	5,200	5,200	15,600
介護予防通所リハビリテーション	5,200	5,200	5,200	15,600
その他サービス	4,240	4,256	4,256	12,752
介護予防福祉用具貸与	1,700	1,700	1,700	5,100
介護予防短期入所生活介護	137	137	137	411
介護予防短期入所療養介護	303	303	303	909
介護予防居宅療養管理指導	140	140	140	420
介護予防サービス計画	1,960	1,976	1,976	5,912
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
その他	300	300	300	900
福祉用具購入	100	100	100	300
住宅改修	200	200	200	600
合計	15,374	15,390	15,390	46,154

3 標準給付費の見込額

介護給付費、介護予防給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料を合わせた標準給付費は下記の表のとおりです。

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間計
介護給付費 (A)	577,644	605,408	622,190	1,805,242
予防給付費 (B)	15,374	15,390	15,390	46,154
給付費計 (A+B) (C)	593,018	620,798	637,580	1,851,396
高額介護サービス費等 (D)	13,353	13,800	15,290	42,443
高額医療合算介護サービス費等 (E)	1,750	1,750	1,750	5,250
特定入所介護サービス費等給付 (F)	16,610	16,610	16,610	49,830
審査支払手数料 (G)	620	620	625	1,865
標準給付費 (C+D+E+F+G) (H)	625,351	653,578	671,855	1,950,784

4 2021年度介護保険制度改正に伴う影響額

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高額介護サービス費の見直しに伴う影響額 (一)	147	221	222
特定入所介護サービス費見直しに伴う影響額 (一)	2,944	4,412	4,394
合計	3,091	4,633	4,616

* 上記影響額に関しては見込額に含んでいます

5 地域支援事業費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間計
①介護予防・日常生活支援総合事業	20,280	20,467	20,647	61,394
②包括的支援事業・任意事業	14,933	14,933	14,933	44,799
合計	35,213	35,400	35,580	106,193

*①に関しては事業費見込、②に関しては上限額です

第3節 介護保険料

1 算出方法

第1号被保険者保険料については、3年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう3年間で1期間として介護保険事業計画で見込んだサービス量に基づき設定します。算出式は下記の表のとおりです。

単位：千円

算出項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第8期事業計画期間における標準給付費(A) *利用者負担の見直し及び消費税率に伴う影響額を含む	625,351	653,578	671,855
介護予防・日常生活支援総合事業(B)	20,280	20,467	20,647
包括的支援事業・任意事業(C)	14,933	14,933	14,933
第1号被保険者負担分相当額 $(A+B+C) \times (23\%) = (D)$	473,105		
調整交付金相当額 $(A+B) \times 5\% = (E)$	100,609		
調整交付金見込額 $(A+B) \times$ 調整交付金見込割合 $= (F)$ *調整交付金見込割合 $\langle 0.08200139733 \rangle$	165,001		
財政安定化基金拠出金 $(A+B) \times 0\% = (G)$	0		
財政安定化基金取崩交付金 (H)	0		
財政安定化基金借入金 (I)	0		
支払準備基金繰入金 (J)	34,000		
保険料収納必要額 $(D) + (E) - (F) - (J) = (K)$	374,713		
補正被保険者数 (L)	5219人		
予定保険料収納率 (M)	99.72%		
保険料月額 $(K) \div (M) \div (L) \div 12$ カ月	6,000		

第8期事業計画の保険料基準額は6,000円となり、第7期の5,740円と比較すると260円の増額となります。また、令和22年度(2040年度)推計の保険料は月額8,679円となります。

第8期事業計画では、第7期実績と比べ、次のような増減要因があります。

2 サービス費の増減要因

増要因	減要因
受給者の増加	

3 保険料の増額要因

要 因	
受給者の増加及び第1号被保険者数の減少	
介護報酬の引き上げ	

4 所得段階と保険料率

新しい所得段階の設定となる第1号保険者の区分及び保険料率は表のとおりです。

所得段階	対象者		軽減前保険料
第1段階	○生活保護者 ○住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ○住民税世帯非課税かつ前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計額が年80万円以下の方	基準額×0.5 (0.3 [^] 軽減)	年額36,000円
第2段階	○住民税世帯非課税かつ前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計額が年80万円超120万円以下の方	基準額×0.75 (0.5 [^] 軽減)	年額54,000円
第3段階	○住民税世帯非課税かつ前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計額が年120万円超の方	基準額×0.75 (0.7 [^] 軽減)	年額54,000円
第4段階	○住民税世帯課税であるが、本人が住民税非課税で前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.88	年額63,300円
第5段階	○住民税世帯課税であるが、本人が住民税非課税で前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	基準額	年額72,000円 (月額6,000円)
第6段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が年120万円未満の方	基準額×1.2	年額86,400円
第7段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が年120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	年額93,600円
第8段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が年200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	年額108,000円
第9段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が年300万円以上の方	基準額×1.7	年額122,400円